

鴨川市経営改革

実施評価

平成28年8月

鴨川市

目 次

第 1	総括	1
1	鴨川市経営改革実施評価について	1
2	実施評価	2
(1)	評価結果	2
(2)	財政的効果	3
第 2	取組項目実施評価	4
(1)	一覧表兼個表目次	4
(2)	個表	8
資料	鴨川市経営改革実施評価実施要領	95

第1 総括

1 鴨川市経営改革実施評価について

本市においては、鴨川市経営改革指針及び同実施計画を平成24年3月に策定し、その取組期間である平成24年度から平成27年度までの4年間において45項目の改革に取り組むこととした。

この期間における取組の成果については、毎年度、市長を本部長とする「鴨川市行政改革推進本部」において実施評価を行い、その後、市民有識者で構成する諮問機関「鴨川市行政改革推進委員会」における承認を経たのち、公表することとした。

本書は、取組期間におけるそれぞれの取組の成果について集計したものである。

2 実施評価

(1) 評価結果

鴨川市経営改革指針実施計画に掲げた 45 の取組項目について実施評価を行った結果、合計評価得点は、181 点となった。計画が完全に達成された場合の満点が 225 点であることから、達成率は、80.44 パーセントとなった。

評価得点 181 点
達成率 80.44%

年度別評価結果

年度	得点 (点)	達成率 (%)
平成 24 年度	81	36.00
平成 25 年度	101	44.89
平成 26 年度	145	64.44
平成 27 年度	181	80.44

評価結果内訳

得点	進捗率	採点の目安 *	項目数	得点 (点)	達成率 (%)
5	100% + α	取組が完了し、かつ、効果が表れた状況	25	125	—
4	100%	取組が完了した状況	3	12	—
3	80% ~ 99%	進捗状況が、概ね 8 割程度 ~ ほぼ完了程度 完了まであと僅かな状況	10	30	—
2	50% ~ 79%	進捗状況が、概ね半分程度 ~ 概ね 8 割程度 完了に暫く時間を要する状況	7	14	—
1	1% ~ 49%	進捗状況が、始めたばかり ~ 概ね半分程度 完了見込みがたたない状況	0	0	—
0	0%	何も取り組んでいない状況	0	0	—
合計			45	181/225 満点	80.44

* 項目別の具体的な採点の目安についてはそれぞれの「個表」に記載

(2) 財政的効果

経営改革の実施により得られた効果については、主に、市民の利便性の向上、経営力の強化など政策効果を期待して得られた成果と、歳出削減など財政的効果を期待して得られた成果に大別できる。

このうち、財政的効果を期待した項目の実施により得られた成果は、483,071,465 円となった。

* 本書において「財政的効果」とは、歳出の減少及び歳入の増加をいう。

経営改革の財政的効果 ・ ・ ・ 483,071,465 円

年度別財政的効果

年度	財政的効果 (円)
平成 24 年度	99,130,433
平成 25 年度	157,691,944
平成 26 年度	111,570,236
平成 27 年度	114,678,852
合計	483,071,465

財政的効果内訳

取組項目		財政的効果 (円)	
		平成 27 年度	取組期間中合計
I	5①施設等運営の見直し (民間委託等)	10,633,000	40,011,000
	5③不燃ごみ・資源ごみの収集運搬業務の委託	771,989	771,989
	5④し尿の収集運搬業務の委託	11,190,303	25,007,462
	5⑤学校給食センターにおける調理・配送等業務の委託	0	0
II	7①市税徴収率の向上	79,261,490	238,142,652
	7③基金の債券運用等の拡充	8,731,800	25,861,731
	8②未利用財産の売却促進	0	0
	8③エコカーの導入	396,761	1,397,837
	9①水道事業経営の健全性の維持	57,122,897	311,809,058
	9②病院の経営改革、経営改善の推進	▲53,429,388	▲159,930,264
III	12④情報システムの最適化の推進	0	0
IV	(すべて政策効果を期待)	—	—
合計		114,678,852	483,071,465

第2 取組項目実施評価

(1) 一覧表兼個表目次

取組項目	得点				備考	個表 ページ
	H24	H25	H26	H27		
I 職員・組織のマネジメント						
1 適正な人事管理の推進						
①人事管理に関する計画等の策定	2	2	3	5		8
②職場の状況把握、環境整備	1	1	3	5		10
2 組織の意思決定プロセスのルール化						
①幹部会議の運営方法のルール化	1	2	5	5		12
3 効果的な組織運営の推進						
①組織運営方針の作成	2	3	4	4		14
4 行政組織・機構改革の推進						
①行政組織・機構改革	1	2	4	5		15
②保健、医療、福祉及び介護部門における総合相談窓口の設置	2	4	5	5		17
5 民間委託等による組織改革の推進						
①施設等運営の見直し（民間委託等）	1	1	1	2		19
②指定管理者制度の適正かつ効果的な運用	1	1	2	3		21
③不燃ごみ・資源ごみの収集運搬業務の委託	1	1	2	5		24
④し尿の収集運搬業務の委託	4	4	5	5		26
⑤学校給食センターにおける調理・配送等業務の委託	1	1	1	3		27

取組項目	得点				備考	個表 ページ
	H24	H25	H26	H27		
II 財政のマネジメント						
6 予算・会計のマネジメント						
①予算編成方法の見直し	3	3	3	3		28
②公会計導入による財務諸表の作成・活用等	1	1	1	2		29
7 経営資源（予算）を増やす取組						
①市税徴収率の向上	4	4	4	5		30
②債権管理の適正化の推進	1	1	2	2		33
③基金の債券運用等の拡充	4	5	5	5		34
8 資産管理（ファシリティ・マネジメント）						
①遊休施設等の活用の検討	3	3	3	3		36
②未利用財産の売却促進	1	1	1	3		40
③エコカーの導入	4	4	5	5		41
④市営駐車場の適切な維持管理	1	1	2	3		43
⑤（仮称）市民会館整備事業における施設機能と施設運営の効率化	1	1	2	2		44
9 公営企業の経営改革						
①水道事業経営の健全性の維持	3	3	3	3		46
②病院の経営改革、経営改善の推進	1	2	2	2		48
10 出資法人の経営状況の向上						
①株式会社鴨川マリン開発の経営状況の向上	1	1	3	3		52

取組項目	得点				備考	個表 ページ
	H24	H25	H26	H27		
Ⅲ 政策のマネジメント						
11 行政評価の実施、PDCAサイクルの仕組みづくり						
①行政評価の実施	1	2	2	4		54
②各課の事務量の把握手段の調査研究	1	1	1	2		56
12 情報発信、情報公開、庁内情報化の推進、透明性の確保及び情報管理						
①SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した情報発信と交流の推進	1	1	4	5		57
②市議会中継システムを活用した本会議の録画配信	4	4	5	5		59
③電子調達システムの導入	1	3	5	5		61
④情報システムの最適化の推進	1	2	2	2		63
⑤適正文書管理の推進	2	3	5	5		65
⑥情報公開及び個人情報保護の推進	1	2	3	4		66
⑦市政情報コーナーの充実	1	1	4	5		68
13 市民協働						
①市民活動の支援	2	2	3	5		69
②地域自治組織への加入促進	1	1	3	3		71
③パブリックコメント制度の活用促進	1	2	4	5		73
④附属機関等への市民の参画の促進	4	4	4	5		75
14 地域主権改革への対応						
①地域主権改革に基づく制度設計等	2	2	3	5		77
15 教育環境の整備充実						
①学校の適正配置の推進	2	2	3	5		79
②幼保一元化、預かり保育の推進	2	2	3	5		81

取組項目	得点				備考	個表 ページ
	H24	H25	H26	H27		
IV 危機管理のマネジメント						
16 自然災害への組織的な対応（地震、風水害等）、リスクとそのコントロールの可視化						
①地域防災計画の見直し						
ア 地域防災計画の見直し	1	3	4	5		83
イ 職員配備等の運用面の再点検	1	2	4	5		85
ウ 公共施設への被災者受入	1	2	3	3		87
②庁舎の耐震改修	2	4	5	5		89
③地域における自主防災組織の育成・支援、地域自治組織への加入促進						
ア 地域における自主防災組織の育成・支援	4	4	4	5		90
イ 地域自治組織への加入促進（Ⅲ13②の再掲）	1	1	3	3		93

(2) 個表

I-1-①

総務課

I	職員・組織のマネジメント					
1	適正な人事管理の推進					
①	人事管理に関する計画等の策定					
取組内容	現場対応力の高い人材や、高度化、複雑化に対応する専門的な職員を育成するための人事管理に関する計画を定め、取組を推進する。また、組織活力を保ちつつ、厳しい財政状況の中で、自立した自治体経営を確立するとともに、市民が安全・安心に生活できる街の実現を目指すため、職員定数の方向性を定める定員適正化計画を定め、取組を推進する。					
実施事項	平成 24 年度 計画策定 平成 25 年度以降毎年度 実施					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	計画策定のための方向性の決定	人事管理計画策定のための方向性の決定	鴨川市職員人材育成基本方針【改訂版】の策定		平成 25 年度に第 2 次鴨川市定員適正化計画を、平成 26 年度に鴨川市職員人材育成基本方針【改訂版】を策定し、これらに基づいた取組を実施することにより、人材育成及び適正な定員管理が図られた。	
				鴨川市職員人材育成基本方針【改訂版】に基づく取組の実施		
		第 2 次鴨川市定員適正化計画の策定				
		第 2 次鴨川市定員適正化計画に基づく取組の実施	→			
財政的効果(円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	適正な人事管理に関する検討を行った。	計画策定のための方向性を決定した。	人事管理計画、定員適正化計画を策定した。	両計画に基づく取組を実施した。	人材育成及び適正な定員管理が図られた。

【具体的実施結果】

<p>(平成 27 年度)</p> <p>現場対応力の高い人材や、高度化、複雑化に対応する専門的な職員を育成するためには、職員の能力開発と意識改革を進める必要がある。</p> <p>そのため、平成 27 年 3 月に策定した「鴨川市職員人材育成基本方針【改訂版】」に基づき、人材育成に向けた取組を推進した。</p> <p>この人材育成基本方針の中で、職員をより高い能力を持つよう育成し、この能力と業績を評価する人事評価制度の構築を位置付けているが、平成 27 年度においてこの制度を構築し、平成 28 年度から、能力・実績に基づく人事管理の徹底を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鴨川市職員の人事評価に関する要綱の制定（平成 28 年 3 月 31 日） <p>また、地方分権の取組が進む中で、厳しい財政状況の下、今後ますます複雑、多様化する行政課題に的確かつ迅速に対応するため、平成 26 年 3 月に策定した「第 2 次鴨川市定員適正化計画」に基づき、職員の計画的採用を実施し、職員数の適正化に努めた。さらに、平成 26 年度から再任用制度を導入したが、平成 27 年度においても引き続き本制度を活用し、再任用職員の知識と経験を活用し</p>
--

て、効率的・効果的な行政運営に努めた。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

効率的かつ効果的に職員を配置することで、実行力のある組織体制を実現することができた。

【補足】

(現下の課題への適合)

多種多様な市民サービスを提供する市役所において、職員は高度な専門性と同時に他部門に関する幅広い知識が要求される。それらに効果的に対応するべく人材育成を行うためには、職員一人ひとりが向上心を持って積極的に職務に取り組むことが重要であり、組織としてもこれらを支援する能力開発に努める必要がある。

平成 25 年度に第 2 次鴨川市定員適正化計画を、平成 26 年度に人材育成基本方針【改訂版】を、それぞれ策定し、これらの方針に基づき適切な人事管理を推進した。

I	職員・組織のマネジメント					
1	適正な人事管理の推進					
②	職場の状況把握、環境整備					
取組内容	職員の労働意欲・士気等を高めるため、年度の事務量の増減・変動に応じた人員配置の工夫のための手法を検討する。また、総労働時間の短縮に関する指針等を策定し、取組を推進する。					
実施事項	平成 24 年度以降 検討。可能なものから推進					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	事務量調査のための検討及び情報収集	→			平成 26 年度に時間外勤務の縮減に関する指針を策定し、これに基づく取組を実施することにより、職場環境の改善が図られた。	
			職場の状況把握			
			時間外勤務の縮減に関する指針の策定			
			時間外勤務の縮減に関する指針に基づく取組の実施			
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	各職場の年度事務量を調査する手法を検討した。	各職場の事務量を調査し、指針策定のための方向性を決定した。	総労働時間短縮に関する指針を策定した。	指針に基づく取組を実施した。	職場環境の改善が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

平成 27 年 3 月に策定した「時間外勤務の縮減に関する指針」について、4 月に係長級以上の職員を対象にした説明会を実施し、時間外勤務の縮減に向けた取組内容を十分に把握させるとともに、適正な運用を図った。

また、限られた職員で最大限の効果を得られるような体制を構築するため、配置職員の経験や能力などを総合的に判断し、適材適所かつ事務量に応じた適正な人員配置に努めた。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

平成 27 年 3 月に策定した時間外勤務の縮減に関する指針に基づく取組を実施した。今後、職員一人ひとりが自覚を持って取り組むことが必要であるが、それ以上に業務の遂行を管理監督する所属長が、明確な意識を持って積極的に取り組んでいくことができれば、一定の効果が表れるものと考えられる。

【補足】

(現下の課題への適合)

地方分権の進展、多様化する市民のニーズ、新たな行政課題等への対応によって事務量が増加している部門、また、逆に事務量が減少した部門を把握した上で、適切な人員配置がされなければならない。事務量が増加した繁忙部門に必要な人員を重点的に配置するため、事務量が減少した部門の人員を異動させる等、実情に応じて必要な人材を確保するための運用を行っていく。

また、総労働時間の短縮は、職員の心身にわたる健康の保持増進や自己啓発のための創造的自由時間の拡充、さらに公務能率の向上の面から重要な課題であることから、平成 27 年 3 月に時間外勤務の縮減に関する指針を策定した。今後は簡素で効率的な行政運営を図りながら、時間外勤務の縮減を始めとした労働時間の短縮をより一層推進していく。

I	職員・組織のマネジメント					
2	組織の意思決定プロセスのルール化					
①	幹部会議の運営方法のルール化					
取組内容	幹部会議（庁議、所属長会議等）について、議事の提案から決定事項の職員周知までをルール化し、各所属の調整の場としての庁議、庁議での決定事項の指示・周知の場及び主要事業の報告・連絡・周知の場としての所属長会議の機能を強化する。					
実施事項	平成 24 年度 ルール作り 平成 25 年度以降毎年度 実施					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	【全体事項】 幹部会議の運営方法に関する検討	幹部会議の運営方法に関する検討及び方向性の決定	鴨川市庁議等要綱の一部改正		平成 26 年度に鴨川市庁議等要綱の改正を行い、これに基づいて庁議及び所属長会議の記録及び周知を実施した。これらにより、決定事項を反映した業務の推進が図られた。	
	【個別事項】 庁議結果の周知についての方向性の決定	庁議結果の周知を実施	→	→		
			鴨川市庁議等要綱に基づく会議結果の記録及び周知の実施	→		
		所属等会議結果の周知を実施	→			
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	幹部会議の運営方法に関する検討を行った。	ルール策定のための方向性を決定した。	幹部会議運営に関するルールを策定した。	ルールに基づく決定事項の周知を実施した。	決定事項を反映した業務の推進が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

平成 26 年度に改正した鴨川市庁議等要綱に基づき、庁議及び所属長会議の結果を、会議録により的確に、かつ、速やかに全職員に周知させる事務を継続して実施した。

平成 27 年 3 月末をもって教育次長職を廃止したことに伴い、同年 4 月 1 日から庁議の構成は 7 人体制となった。庁議は、部を置いていた時は最多で 11 人の幹部職員が出席し、協議、総合調整等の場としていたが、行政組織の改編に伴い規模が縮小していた。このため、執行部のマネジメント機能の強化及び組織運営の効率化に資するよう、所属長を、旧部を単位として 3 グループに区分し、各グループから 1 人ずつ輪番制により庁議に出席することとし、同年 5 月から実施した。

- ・平成 27 年度第 1 回庁議（平成 27 年 4 月 13 日） 庁議の出席職員について協議
- ・平成 27 年 4 月 27 日付け事務連絡において輪番制による出席を所属長に通知
- ・平成 27 年度第 3 回庁議（平成 27 年 5 月 11 日）から輪番制による出席を実施

【具体的効果】

(平成 27 年度)

平成 26 年度に改正した鴨川市庁議等要綱により組織の意思決定のプロセスをルール化することができ、市政運営に係る重要案件については庁議に付議するという認識が職員間に浸透した。

結果として、執行部の意思決定に必要な協議を行う場として、また、市の各機関及び各部局間の

総合的な調整を行う場として、庁議が機能した。

加えて、庁議及び所属長会議の結果を速やかに全職員に周知させることにより、執行部の意思が組織全体に伝わり、庁議及び所属長会議が有効な組織マネジメントの手段として機能した。

I	職員・組織のマネジメント					
3	効果的な組織運営の推進					
①	組織運営方針の作成					
取組内容	所属長が年度当初に組織運営方針を作成することで、所属の職員全てが施策の優先順位等を認識し、結果として職員と予算の効果的な活用につなげる。					
実施事項	平成 24 年度 方針作成、実施 以降毎年度 実施					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	組織運営方針の作成に向けた検討及び作成	組織運営方針の策定	→	→	平成 24 年度から各課等において組織運営方針を作成するとともに、平成 25 年度から重要施策及び課題についての市長ヒアリングを実施した。	
	重要施策及び課題の提出並びに市長ヒアリングの実施	→	→			
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	④	5
	未着手	組織運営方針作成に向けた検討を行った。	各職場の組織運営方針を作成した。	方針に基づく取組を実施した。	職員の組織運営に対する認識が統一された。	各職場で予算等の効果的な活用が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

所属長は、業務の課題や市民のニーズ等を踏まえ、各年度における各所属の目標及び目標達成に向けた施策や組織運営の方向性を明確にし、それを所属内で共有しながら、所属の職員が一丸となって目標の実現に取り組んでいくこととし、各所属において組織運営方針を策定した。

また、重要施策及び各所属における課題等を提出させ、市長ヒアリングを実施した。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

職員の取組意欲を高め、向上心を醸成していくためには、業務の目的を明らかにし、問題意識と情報を共有することにより、業務の意義を明確化させることが重要である。組織運営方針を策定することによる効果は一朝一夕に現れるものではないが、今後、人材育成につながっていくものである。

【補足】

(現下の課題への適合)

所属長は、業務の課題や市民のニーズ等を踏まえ、各年度における各所属の目標及び目標達成に向けた施策や組織運営の方向性を明確にし、それを所属内で共有しながら、所属の職員が一丸となって目標の実現に取り組むために、運営方針を策定している。

そして、その進捗状況や達成状況を評価し成果を明らかにした上で、新たな課題に取り組んでいる。

I	職員・組織のマネジメント				
4	行政組織・機構改革の推進				
①	行政組織・機構改革				
取組内容	自治体の規模、地域特性、住民ニーズに合致した行政サービス水準を見定め、行政組織・機構改革を推進する。				
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 組織改編				
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括
【全体事項】	組織の研究	組織改編に向けた検討	→	→	毎年度、検討を行い、次の組織改編を実施した。 【課等以上】 平成 24 年度 ・部の廃止 平成 25 年度 ・産業振興課の名称変更 平成 27 年度 ・子ども支援課の設置 ・平成 28 年度から市民交流課を廃止するための事務 【課等未満】 平成 24 年度 ・健康推進課への福祉総合相談センターの設置 平成 26 年度 ・企画政策課への地域戦略係の設置 ・マリーンズ交流推進係の企画政策課からスポーツ振興課への移設 平成 27 年度 ・平成 28 年度から企画政策課に地域協働推進室及び交流推進係を、農水商工課に都市農村交流係を設置するための事務
【個別事項】	部の廃止				
	参事の設置	参事の廃止			
	健康推進課への福祉総合相談センターの設置				
	産業振興課の名称を農水商工課に変更するための条例の一部改正	産業振興課の名称を農水商工課に変更			
		企画政策課に地域戦略係を設置するための規則の一部改正	企画政策課に地域戦略係を設置		
		マリーンズ交流推進係を企画政策課からスポーツ振興課に移設するための規則の一部改正	マリーンズ交流推進係を企画政策課からスポーツ振興課に移設		
			子ども支援課を設置するための条例の一部改正	子ども支援課を設置	
			市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議についての一部改正		
				市民交流課を廃止するための条例の一部改正	
				企画政策課に地域協働推進室及び交流推進係を設置するための規則の一部改正	

				農水商工課に都市農村交流係を設置するための規則の一部改正	【その他】 平成 27 年度 ・地方創生人材支援制度を活用した国家公務員等の派遣を受けるための事務 これらにより、住民サービスの向上が図られた。	
				地方創生人材支援制度を活用した国家公務員等の派遣を受けるための事務		
財政的効果 (円)	H24 年度 *	H25 年度 *	H26 年度 *	H27 年度 *	合計 *	
評価得点	0 未着手	1 自治体規模、地域特性に応じた組織を研究した。	2 組織改編に向けた検討を行った。	3 組織改編を実施した。	4 改編後の状況を把握し、検討を継続した。	5 住民サービスの向上が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

組織改編に向けた検討を行い、次の 4 点を実施した。

- 1 福祉課児童係において所管していた事務の全部と、教育委員会学校教育課において所管していた幼稚園に関する事務の一部を所掌する新たな組織として、平成 27 年 4 月 1 日から市長事務部局に子ども支援課を設置し、同課に子ども福祉係と幼保係を設置した。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日から、市民交流課を廃止し、同課の市民活動支援、国際交流等に関する事務を企画政策課に、青少年海外派遣事業に関する事務を教育委員会生涯学習課にそれぞれ移管するため、必要な手続を行った。(鴨川市行政組織条例の一部改正 (H27. 12. 25) ほか)
- 3 平成 28 年 4 月 1 日から、企画政策課に地域協働推進室及び交流推進係を、農水商工課に都市農村交流係を置くこととし、必要な規定の整備を行った。(一部 2 と重複)
- 4 地方創生に積極的に取り組むため、内閣府が実施する地方創生人材支援制度を活用し、平成 28 年 4 月 1 日から国家公務員等の派遣を受けるための準備を行った。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

- 1 子ども支援課の設置により、子ども・子育て支援に係る施策を総合的に推進する環境が整い、就学前児童に係る窓口がひとつになったこと、同課の窓口を火曜日の午後 7 時までの窓口延長の対象としたことから、利便性の向上が図られた。

夜間の窓口利用の状況

(単位 件/年)

	H26 (子ども支援課設置前)	H27 (子ども支援課設置後)
教育委員会 (幼稚園事務)	夜間の取扱いなし	—
福祉課	280	84
子ども支援課	—	317
合計	280	401

- 2 企画政策課に地域協働推進室及び交流推進係を、農水商工課に都市農村交流係を置くことにより、平成 28 年度を始期とする「鴨川市第 3 次 5 か年計画」に掲げる事業のうちそれぞれの分野に取り組むための推進体制が整った。

I	職員・組織のマネジメント					
4	行政組織・機構改革の推進					
②	保健、医療、福祉及び介護部門における総合相談窓口の設置					
取組内容	総合保健福祉会館内に新たに設置する総合相談窓口を活用し、医療・介護・保健・福祉が連携したワンストップサービスの実現を図るため、関係各課との連携を推進する。					
実施事項	平成 24 年度 窓口設置、相談実施 平成 25 年度 相談実施、サブセンター設置 平成 26 年度以降毎年度 相談実施					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
【総合相談窓口】	総合保健福祉会館への福祉総合相談センターの設置				平成 24 年度に福祉総合相談センターを設置し、平成 25 年度に福祉総合相談センター・天津小湊を設置し、それぞれにおいて相談業務を実施することにより、市民に分かりやすいワンストップサービスが実現し、利便性の向上が図られた。	
	相談業務の実施	→	→	→		
【総合相談窓口サブセンター】	天津小湊保健福祉センターに福祉総合相談センターのサブセンターを設置するための条例改正、改修工事及び業務の受託者の選定	天津小湊保健福祉センターへの福祉総合相談センター・天津小湊の設置				
		委託による相談業務の実施	→	→		
財政的効果(円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度		合計
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	総合保健福祉会館に総合相談窓口を設置した。	総合保健福祉会館窓口での相談業務を実施した。	総合相談窓口のサブセンターを設置した。	サブセンター窓口での相談業務を実施した。	市民に分かりやすいワンストップサービスが実現し、利便性の向上が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

1 平成 26 年度に引き続き、福祉総合相談センター及び福祉総合相談センター・天津小湊において相談業務を実施した。

相談受付実績は、次のとおり。

(件)

		平日時間	休日・時間外受付	平成 27 年度		平成 26 年度	
		内受付	緊急対応	計		計	
福祉総合相談センター	高齢者	301		21	322	328	419
	障害者	18		2	20	29	
	児童	11		0	11	11	
	その他	62		1	63	51	
					416		

福祉総合相談センター・ 天津小湊	高齢者	183	59		242	304	342	462
	障害者	0	31		31		77	
	児童	0	3		3		9	
	その他	3	25		28		34	

2 併せて次の事項を実施した。

- (1) 地域に出向いての相談業務
- (2) 24 時間体制での相談業務を実施するに当たっての関係機関との連携強化
- (3) 認知症高齢者への支援を充実させるため、認知症サポーター養成講座及び認知症家族のつどい等による周知活動

【具体的効果】

(平成 27 年度)

- 1 福祉総合相談窓口が 2 箇所となり、市民の利便性の向上が図られた。(より身近な地域において相談が行えるようになった。)
- 2 担当部署や関係機関と連携しながら業務を実施したことにより、相互の意識が向上して一層連携が図りやすくなった。
- 3 周知活動を行ったことにより、認知症高齢者に対する支援の充実が図られた。

【補足】

(現下の課題への適合)

市民の求める「わかりやすい」、「いつでも」を実現した。

(弱者への配慮)

高齢者及び障害者等に対して、訪問による相談及び必要な支援を行った。

(市民の意識改革)

福祉総合相談センター・天津小湊の業務を遂行するに当たり、地域住民への啓発を行った。

I	職員・組織のマネジメント					
5	民間委託等による組織改革の推進					
①	施設等運営の見直し（民間委託等）					
取組内容	直営以外による運営を積極的に推進することで、業務に係る職員数を削減し、他部門への登用を進め、組織構造改革を推進する。					
実施事項	平成 24 年度 計画見直し 平成 25 年度 計画改訂 平成 26 年度以降毎年度 可能なものから実施					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	民間委託等が可能な施設等の調査	→	→	→	民間委託等が可能な施設等の調査を行うとともに、民間委託推進計画の見直し内容の検討を行った。	
【個別事項】	福祉総合相談センターのサブセンターの業務を民間委託することの決定及び受託者の選定	福祉総合相談センターのサブセンターの業務の民間委託	→	→	また、平成 25 年度から福祉総合相談センターのサブセンターの業務の民間委託を行った。	
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	0	18,249,000	11,129,000	10,633,000	40,011,000	
	【内訳】直営の場合の経費－民間委託した場合の経費					
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	民間委託等が可能な施設等を調査した。	民間委託推進計画の見直し内容を検討した。	民間委託推進計画を改訂した。	改訂計画に基づく民間委託等を実施した。	施設運営の業務量削減に伴い、他部門への職員の登用が推進された。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

(1) 福祉総合相談センター・天津小湊の委託の継続

平成 25 年 4 月 1 日に天津小湊保健福祉センターに設置した福祉総合相談窓口のサブセンターの業務について、引き続き、民間委託を行った。

(2) (1)以外に関する委託

予算に占める人件費比率が高い本市において、この状況を解消せずに委託を推進するための統一した計画を定めることは困難であり、次のような視点から計画の見直しについて検討したものの、計画の改訂には至らなかった。

* 計画見直しに向けて検討した事項

平成 27 年 8 月に「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（総務大臣助言通知）が発出され、民間委託等の推進について要請があり、総務省が毎年度、地方公共団体に対し、委託の状況その他についてフォローアップ調査を行うことが通知され、この調査が同年 9 月に行われた。この調査を受けて、全国的に委託の比率の高い 17 の事務事業のうち本市が直営で行っ

ているもの（一般ごみ収集等）について、今後の対応方針について検討した。方針としては、直ちに委託を行うような方向ではないが、現状の説明として、平成 28 年 3 月に市のホームページに公表した。また、委託その他の手法により業務の効率化及び経費削減を図るため、平成 28 年度を始期とする行政改革指針に、民間委託等の推進について継続事業として掲げることとした。

なお、現状において、民間活力を活用することができる業務については、各課が個々に（施設設備保守の一部については、複数の課の業務を財政課がまとめて）委託を実施した。

＊ 民間委託の主な事例

会議録作成、各種研修（議員、職員）、健康診断（職員、園児）、コミュニティバス運行、施設設備保守・点検、不動産鑑定、不動産登記、防犯灯維持管理、住民税賦課基礎データパンチ（紙ベースの給与支払報告書を業者が社内でデータ化）、敬老記念品作成業務、国民健康保険レセプト点検、任意・定期予防接種、植栽緑地等管理（花壇、公園、学校）、工事設計監理、有害鳥獣捕獲、スズメ蜂駆除（道路、公園、学校）、測量、公園遊具点検、害虫駆除（給食センター）

【具体的効果】

（平成 27 年度）

福祉総合相談窓口のサブセンターの業務を民間委託したことにより、次のとおり、10,633,000 円の財政的効果が得られた。

単位：円

項目		直営の場合	民間委託した場合
収入	介護予防報酬	2,132,000	0
	地域支援事業交付金	1,825,000	16,873,000
	計	3,957,000	16,873,000
支出	人件費	17,268,000	0
	使用料	453,000	0
	事務費	1,975,000	0
	委託料	0	21,979,000
	計	19,696,000	21,979,000
収支	収入－支出	▲15,739,000	▲5,106,000

直営の場合と民間委託した場合の経費の差額

▲15,739,000 円－▲5,106,000 円＝▲10,633,000 円（歳出の抑制額）

I	職員・組織のマネジメント				
5	民間委託等による組織改革の推進				
②	指定管理者制度の適正かつ効果的な運用				
取組内容	指定管理者制度の導入が可能な施設について、制度の導入を推進するとともに、マニュアルを見直し、施設の効能を高めるとともに組織構造改革を推進する。				
実施事項	平成 24 年度 各課調査、方針決定 平成 25 年度 導入手続 平成 26 年度以降毎年度 可能なものから導入				
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括
【全体事項】	マニュアルの見直しの検討	指定管理者制度の導入と活用の促進に関するガイドラインの改訂			平成 25 年度に指定管理者制度の導入と活用の促進に関するガイドラインの改訂を、平成 26 年度に鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱基準の改訂を行った。また、平成 27 年度に業務の見直し後の鴨川市福祉作業所についての制度導入の可否等の調査を行った。
【個別事項】		鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱基準の見直しの検討	鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱基準の改訂		
【個別事項】	鴨川市福祉作業所の指定管理者による管理（継続）の開始				
【個別事項】	鴨川市天津小湊観光会館の指定管理者による管理（継続）の開始				
【個別事項】	鴨川漁民住宅の指定管理者による管理（継続）の開始				
【個別事項】	鴨川市四方木ふれあい館の指定管理者の指定（継続）のための事務の実施	鴨川市四方木ふれあい館の指定管理者による管理（継続）の開始			
【個別事項】		鴨川市青少年研修センターの指定管理者の指定（継続）のための事務の実施	鴨川市青少年研修センターの指定管理者による管理（継続）の開始		
【個別事項】			鴨川漁民住宅の指定管理者の指定（継続）のための事務の実施	鴨川漁民住宅の指定管理者による管理（継続）の開始	
【個別事項】				鴨川市総合交流ターミナルの指定管理者の指定（継続）のための事務の実施	

				鴨川市地域資源総合管理施設の指定管理者の指定（継続）のための事務の実施		
				中央通り駐車場の指定管理者の指定（継続）のための事務の実施		
				鴨川オーシャンパークの指定管理者の指定（継続）のための事務の実施		
				魚見塚一戦場公園の指定管理者の指定（継続）のための事務の実施		
				業務の見直し後の鴨川市福祉作業所の制度導入の可否等の調査		
導入済み	11	11	11	11		
新規導入						
廃止						
合計	11	11	11	11		
(継続)	(3)	(1)	(1)	(5)		
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	マニュアルの見直し内容を検討した。	マニュアルを改訂した。	制度導入が可能な施設を調査した。	制度導入可能な施設に制度を導入した。	施設の効果的な運用が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

1 平成 27 年度末で指定管理者の指定期間が満了する 5 施設の管理について、指定管理者による管理を継続することとし、そのための事務手続きを行った。

(1) 鴨川市総合交流ターミナル

- ア 平成 27 年 11 月 6 日 指定管理者選定委員会による審査
- イ 平成 27 年 11 月 18 日 指定管理者候補者の選定、通知
- ウ 平成 27 年 12 月 22 日 指定管理者の指定について可決（市議会）
- エ 平成 28 年 1 月 4 日 指定管理者の指定
- オ 平成 28 年 3 月 15 日 協定の締結

(2) 鴨川市地域資源総合管理施設

- ア 平成 27 年 11 月 6 日 指定管理者選定委員会による審査
- イ 平成 27 年 11 月 18 日 指定管理者候補者の選定、通知

- ウ 平成 27 年 12 月 22 日 指定管理者の指定について可決（市議会）
- エ 平成 28 年 1 月 4 日 指定管理者の指定
- オ 平成 28 年 3 月 15 日 協定の締結
- (3) 中央通り駐車場
 - ア 平成 27 年 11 月 6 日 指定管理者選定委員会による審査
 - イ 平成 27 年 11 月 18 日 指定管理者候補者の選定、通知
 - ウ 平成 27 年 12 月 22 日 指定管理者の指定について可決（市議会）
 - エ 平成 28 年 1 月 4 日 指定管理者の指定
 - オ 平成 28 年 3 月 25 日 協定の締結
- (4) 鴨川オーシャンパーク
 - ア 平成 27 年 11 月 6 日 指定管理者選定委員会による審査
 - イ 平成 27 年 11 月 18 日 指定管理者候補者の選定、通知
 - ウ 平成 27 年 12 月 22 日 指定管理者の指定について可決（市議会）
 - エ 平成 28 年 1 月 4 日 指定管理者の指定
 - オ 平成 28 年 3 月 4 日 協定の締結
- (5) 魚見塚一戦場公園
 - ア 平成 27 年 11 月 6 日 指定管理者選定委員会による審査
 - イ 平成 27 年 11 月 9 日 指定管理者候補者の選定、通知
 - ウ 平成 27 年 12 月 22 日 指定管理者の指定について可決（市議会）
 - エ 平成 28 年 1 月 4 日 指定管理者の指定
 - オ 平成 28 年 3 月 18 日 協定の締結

2 鴨川市福祉作業所の業務を見直し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく就労継続支援 B 型事業を行うこととする検討と同時に、見直し後の鴨川市福祉作業所について、指定管理者制度の導入の可否、形態等を調査した。

【具体的効果】

（平成 27 年度）

鴨川市総合交流ターミナル、鴨川市地域資源総合管理施設、中央通り駐車場、鴨川オーシャンパーク及び魚見塚一戦場公園について、指定管理者による管理を継続することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られることとなった。

I	職員・組織のマネジメント					
5	民間委託等による組織改革の推進					
③	不燃ごみ・資源ごみの収集運搬業務の委託					
取組内容	不燃ごみ・資源ごみ収集の委託区域の拡大に向けて、長期的計画を定めて取組を推進する。					
実施事項	平成 24、25、26 年度 委託エリアの検討、長期的計画の検討 平成 27 年度 計画の策定					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	【全体事項】 委託区域の拡大の検討	→	→	委託区域の拡大	平成 27 年 4 月に鴨川市ごみ収集民営化計画を策定するとともに、これに基づいて不燃ごみ及び資源ごみの収集に係る委託区域を拡大し、業務量が軽減された。	
			長期計画策定のための方向性の決定	鴨川市ごみ収集民営化計画の策定		
	【個別事項】 (不燃ごみの収集に係る委託の実施状況)					
	江見地区の全部(継続)	→	→	→		
	長狭地区の全部(継続)	→	→	→		
	鴨川地区の一部(継続)	→	→	鴨川地区の全部(拡大)		
				天津小湊地区の全部(新規)		
	(資源ごみの収集に係る委託の実施状況)					
	江見地区の全部(継続)	→	→	→		
	長狭地区の全部(継続)	→	→	→		
	鴨川地区の一部(継続)	→	→	鴨川地区の一部(拡大。ただし、品目は古紙及び古着)		
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度		合計
	0	0	0	771,989	771,989	
	【内訳】委託実施前の経費の額－委託実施後の経費の額(対平成 23 年度)					
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	委託区域の拡大に向けた検討を行った。	長期的計画策定のための方向性を決定した。	長期的計画を策定した。	計画に基づく委託区域の拡大を実施した。	委託区域の拡大に伴い、業務量が軽減された。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

平成 27 年 4 月に「鴨川市ごみ収集民営化計画」を策定した。

「鴨川市ごみ収集民営化計画」に基づき、平成 27 年度から、不燃ごみ及び資源ごみ収集の委託区域を拡大した。

* 不燃ごみ及び資源ごみの収集運搬業務の民間委託区域

不燃ごみ 天津小湊地区と鴨川地区の一部を追加し市域全域を委託した。

資源ごみのうち古紙及び古着 鴨川地区の一部を委託した。

* 清掃センター収集係職員

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

正規職員 12 人

正規職員 10 人

臨時職員 10 人 合計 計 22 人

臨時職員 9 人 合計 計 19 人

【具体的効果】

(平成 27 年度)

鴨川市ごみ収集民営化計画を策定し、平成 27 年度から民間委託の収集エリアの拡大を行った。

委託の実施に係る経費の状況

(単位：円)

項目		平成 23 年度	平成 27 年度	差引
職員人件費	①	245,038,308	228,081,306	16,957,002
収集経費	②	13,223,792	9,644,805	3,578,987
小計	③=①+②	258,262,100	237,726,111	20,535,989
収集委託料	④	17,560,800	37,324,800	▲19,764,000
合計	③+④	275,822,900	275,050,911	771,989

I	職員・組織のマネジメント					
5	民間委託等による組織改革の推進					
④	し尿の収集運搬業務の委託					
取組内容	し尿収集の委託区域を拡大する。					
実施事項	平成 24 年度 一部委託の実施 平成 25 年度 委託拡大					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
【全体事項】	取組方針の策定				平成 24 年度に取組方針を策定し、これに基づいて委託区域を拡大したことに伴い、業務量が軽減された。	
【個別事項】	委託の実施	→	→	→		
	(し尿の収集に係る委託の実施状況)					
	長狭地区の全部	→	→	→		
	田原地区の全部	→	→	→		
	西条地区の一部	→	→	→		
	鴨川地区の一部	→	→	→		
		天津小湊地区の一部	→	→		
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	72,523	7,374,167	6,370,469	11,190,303	25,007,462	
	【内訳】委託実施前の経費の額－委託実施後の経費の額(対平成 23 年度)					
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	委託区域の拡大に向けた検討を行った。	取組方針の策定のための方向性を決定した。	取組方針を策定した。	方針に基づく委託区域の拡大を実施した。	委託区域の拡大に伴い、業務量が軽減された。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

平成 24 年度から実施している田原地区全域、長狭地区全域、滑谷及び八色並びに横渚の一部並びに平成 25 年度から実施している天津小湊地区の一部のし尿収集業務の委託を引き続き実施した。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

平成 24 年 4 月に策定した「鴨川市衛生センターし尿収集業務委託取組方針」に基づいて、全 5 地区のうち、平成 24 年度から 4 地区、平成 25 年度から 1 地区について、し尿収集業務の委託を実施したことにより、11,190,303 円の財政的効果が得られた。

委託の実施に係る経費の状況

(単位：円)

項目		平成 23 年度	平成 27 年度	差引
収集職員人件費	①	61,629,424	34,415,914	27,213,510
収集経費	②	10,216,516	2,406,283	7,810,233
小計	③=①+②	71,845,940	36,822,197	35,023,743
収集委託料	④	0	23,833,440	▲23,833,440
合計	③+④	71,845,940	60,655,637	11,190,303

I	職員・組織のマネジメント					
5	民間委託等による組織改革の推進					
⑤	学校給食センターにおける調理・配送等業務の委託					
取組内容	調理及び配送業務の民間委託を実施する。					
実施事項	平成 24 年度 検討 平成 25 年度 方針策定 平成 26 年度 委託開始					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	委託の可能性の検討	→	→	鴨川市学校給食センター業務（調理及び配送）の民間委託に係る基本方針の策定	平成 28 年 1 月に鴨川市学校給食センター業務（調理及び配送）の民間委託に係る基本方針を策定した。	
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	0	0	0	0	0	
	【内訳】委託による経費の削減額－委託費（対平成 23 年度）					
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	委託の可能性を検討した。	基本方針の策定のための方向性を決定した。	基本方針を策定した。	方針に基づく委託を開始した。	委託の開始に伴い、業務量が軽減された。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

平成 28 年 1 月に鴨川市学校給食センター業務（調理及び配送）の民間委託に係る基本方針を策定し、平成 32 年度から調理・配送等業務委託を実施することとした。

【具体的効果】

(平成 27 年度) なし。

Ⅱ	財政のマネジメント					
6	予算・会計のマネジメント					
①	予算編成方法の見直し					
取組内容	効率的、効果的な予算配分を実現するため毎年度、予算編成方法の見直しを実施するとともに、改革成果を予算編成に反映させる仕組みづくりを行う。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 見直し					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	予算編成方針の見直し	→	→	→	毎年度、予算編成方針を見直し、見直しを反映させた予算編成方針を策定し、効率的、効果的な予算配分を行った。	
	見直しを反映させた予算編成方針の策定	→	→	→		
効率的、効果的な予算の配分	→	→	→			
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	予算編成方針の見直しを実施した。	見直しを反映させた予算編成方針を策定した。	効率的、効果的な予算配分を行った。	成果を予算編成に反映する仕組みを確立した。	効率的な予算編成に伴い、健全な財政運営が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

平成 28 年度の予算編成においては、歳入面では地方交付税については合併算定替による特例交付分が 3 割縮減となる一方、歳出面では、社会保障経費の増、太海多目的公益用地の取得費、さらには水道事業、病院事業への繰出負担が増加するなど、引き続き、多額の財政需要が見込まれている厳しい状況下での予算編成となった。

このような中で『平成 28 年度は本市の第 2 次総合計画（以下「総合計画」という。）の初年度であるため、当該計画とこれに関連する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）に位置付けられた政策、施策の実現を図る観点から必要性、有効性等を検証したうえで既存事業の再編成、再構築を図ること』、『総合計画、総合戦略に掲げられた事業を最優先事業として予算の重点配分を行うとともにその財源を確保するため、行政改革や財政マネジメント強化に取り組むこと』、そして『普通交付税の合併算定替が段階的に縮減していくことに対応すべく、合併以来膨張してきた財政規模を適正規模に戻していくため、合併調整として設計された現在の事業内容、システム等を見直し、現状における最適なシステムへと転換を進めること』の 3 点を基本方針に掲げる予算編成方針を策定し、これに沿った予算編成を実施した。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

平成 28 年度の予算編成においては、平成 28 年度予算編成方針に基づき、貝渚大里線の貝渚橋橋梁上部工事、衛生センター基幹的設備改良事業や津波避難タワーの整備、マイナンバーカードを利用した証明書等コンビニ交付事業など、第 3 次 5 か年計画に定める施策に沿った主要事業に対して積極的な配分を行うとともに、財政マネジメントの強化、推進を図るため、統一的な基準による地方公会計制度に対応するための財務会計システム更改や公共施設総合管理計画策定などにも必要額を配分するなど、効率的、効果的な予算配分を行った。

Ⅱ	財政のマネジメント					
6	予算・会計のマネジメント					
②	公会計導入による財務諸表の作成・活用等					
取組内容	公会計制度の整備により財務諸表を作成し、予算・執行に偏重しがちな自治体財政運営について決算・評価機能を向上させ、バランスの取れた経営システムの確立を図る。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 作成、公表					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	財務書類 4 表の仮作成	→	新しい「統一的な基準」に基づく財務書類作成に向けた検討	新しい「統一的な基準」に基づく財務書類作成に向けた固定資産台帳の整備 従来の総務省改訂モデルに基づく財務諸表の試算表の作成	新しい「統一的な基準」に基づく財務書類作成に向けた固定資産台帳の整備及び従来の総務省改訂モデルに基づく財務諸表の試算表の作成を実施した。	
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	財務書類 4 表の作成に向けた準備を行った。	財務書類 4 表を作成した。	財務書類 4 表を、分かりやすい内容で公表した。	決算における事業の評価を実施した。	決算・評価機能を反映させた財政運営が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

平成 26 年 4 月に示された固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした「財務書類の作成に関する統一的な基準」に沿った財務書類の作成に向け、固定資産台帳の整備作業を実施した。

具体的には、庁内説明会、新たに追加する工作物、備品等のデータ収集のためのヒアリング等を実施し、既存の公有財産台帳システムを拡張して新たにこれらをデータベース化するとともに、評価等の情報の追加等を実施した。

また、これと並行して従来の総務省改訂モデルに基づく財務諸表の作成作業を進め、平成 25 年度決算、平成 26 年度決算に基づく財務諸表の試算表を作成した。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

固定資産台帳の整備により新たな統一的な基準による財務書類の作成準備が進捗した。

また、従来の総務省改訂モデルに基づく財務諸表についても、統一的な基準による財務書類の作成に不可欠な準備作業である。

なお、平成 28 年度には、新たな統一的な基準による財務書類作成に対応する財務会計システムに更新するとともに、複式簿記方式での財務書類を作成するためのシステム整備を行う予定である。

Ⅱ	財政のマネジメント					
7	経営資源（予算）を増やす取組					
①	市税徴収率の向上					
取組内容	毎年度、徴収計画を策定し、徴収率の向上を図る。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 計画策定、実施					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
【全体事項】	徴収業務基本方針の策定	→	→	→	毎年度、徴収業務基本方針を策定し、これに基づく取組を実施した結果、平成 23 年度と比較して 1.72%の徴収率の向上が図られた。	
【個別事項】	徴収業務基本方針に基づく取組の実施	→	→	→		
	徴収事務の強化	→	→	→		
	徴収強化月間の実施	→	→	→		
	夜間電話催告の実施	→	→	→		
	市外滞納者対策の強化	→	→	→		
徴収率 (%)	91.89	92.90	93.18	93.25		
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	17,014,518	64,516,702	77,349,942	79,261,490	238,142,652	
	【内訳】 当該年度収入済額－（当該年度調定額×平成 23 年度年度徴収率）					
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	徴収計画策定に向けた内容の検討を行った。	徴収計画を策定した。	計画に基づく取組を実施した。	徴収率が向上した。	平成 23 年度と比較して 0.4%の徴収率の向上が図られた。

【具体的実施結果】

<p>(平成 27 年度)</p> <p>「平成 27 年度徴収業務基本方針」を策定し、これに基づき徴収業務を実施した。</p> <p>具体的には、次の取組事項を主として、徴収体制の強化を図った。</p> <p>1 徴収事務の強化</p> <p>(1) 財産調査の実施 預貯金を中心として財産調査を実施</p> <p>(2) 差押の実施 26 件 12,519,616 円 (不動産 2、預金 8、給与 4、所得税還付金 6、保険 6)</p> <p>(3) 参加差押の実施 2 件 4,033,700 円 (不動産)</p> <p>(4) 執行停止・即時消滅の決定 執行停止 32 人 市税 1,594,700 円 国保税 1,984,961 円 (うち即時消滅 12 人 783,800 円 380,300 円)</p> <p>(5) 不納欠損処分 1,017 人 市税 31,518,075 円 国保税 25,258,180 円</p> <p>(6) 休日等の総合窓口の納付取扱い 納付 708 件 13,993,100 円 (市税 463 件 8,997,000 円 国保税 245 件 4,996,100 円)</p> <p>2 徴収強化月間の実施</p> <p>(1) 集中電話催告の実施 (4 月・8 月・12 月・2 月)</p>

- (2) 税務課職員による課内一斉徴収
 年1回実施(11月) 12班 24人 徴収額 587,450円
- (3) 日曜納税相談及び電話催告(納税推進室職員)
 年1回実施(12月) 相談件数5件
- 3 夜間電話催告の実施(毎月1回)
- 4 市外滞納者対策の強化
- (1) 実態調査の実施
- (2) 差押予告通知書の送付
- (3) 夜間(毎月1回)・休日(12月)の電話催告
- (4) 催告書の送付(4月・10月・1月)

[参考]

① 平成27年度の市税収入状況

	予算額(円)	調定額(円)	収入済額(円)	徴収率(%)
現年度課税分	4,140,615,000	4,332,524,381	4,259,086,617	98.30
滞納繰越分	38,521,000	283,612,813	45,325,247	15.98
市税合計	4,179,136,000	4,616,137,194	4,304,411,864	93.25

② 平成26年度の市税収納状況

	予算額(円)	調定額(円)	収入済額(円)	徴収率(%)
現年度課税分	4,150,145,000	4,389,922,278	4,318,984,492	98.38
滞納繰越分	40,211,000	298,117,187	49,327,973	16.55
市税合計	4,190,356,000	4,688,039,465	4,368,312,465	93.18

③ 平成25年度の市税収納状況

	予算額(円)	調定額(円)	収入済額(円)	徴収率(%)
現年度課税分	4,143,349,000	4,374,365,258	4,300,389,920	98.31
滞納繰越分	49,751,000	319,636,562	60,546,648	18.94
市税合計	4,193,100,000	4,694,001,820	4,360,936,568	92.90

④ 平成24年度の市税収納状況

	予算額(円)	調定額(円)	収入済額(円)	徴収率(%)
現年度課税分	4,003,221,000	4,349,237,360	4,268,287,115	98.14
滞納繰越分	39,887,000	359,524,616	58,657,240	16.32
市税合計	4,043,108,000	4,708,761,976	4,326,944,355	91.89

【具体的効果】

(平成 27 年度)

滞納整理の早期着手に努め、平成 27 年度の市税徴収率は、93.25%で前年度比+0.07%となり目標を達成した。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額 (円)	4,101,199,000	4,043,108,000	4,193,100,000	4,190,356,000	4,179,136,000
調定額 (円)	4,720,567,086	4,708,761,976	4,694,001,820	4,688,039,465	4,616,137,194
収入済額 (円)	4,320,881,487	4,326,944,355	4,360,936,568	4,368,312,465	4,304,411,864
徴収率 (%)	91.53	91.89	92.90	93.18	93.25
前年度徴収率との 対比 (%)	▲0.30	0.36	1.01	0.28	0.07
基準年度 (平成 23 年 度) との対比 (%)	-	0.36	1.37	1.65	1.72

また、直接的な数字として、平成 27 年度調定額における平成 23 年度徴収率での収入済額と平成 27 年度収入済額との比較は次のとおりである。

[算式]

平成 27 年度収入済額 - (平成 27 年度調定額 × 平成 23 年度徴収率) = (効果額)

4,304,411,864 円 - (4,616,137,194 円 × 91.53 %) = 79,261,490 円

【補足】

(現下の課題への適合)

担税力のある者については、積極的な滞納処分(差押)を実施し、滞納額の縮減に努めた。

(弱者への配慮)

滞納者の実態把握に努め、資力のない者等については、滞納処分の執行停止を行った。

(市民の意識改革)

自主納付の促進を図るため、前納報奨金の交付や休日等の総合窓口の納付取扱いによる納付機会の拡大、口座振替のPRを行った。

Ⅱ	財政のマネジメント					
7	経営資源（予算）を増やす取組					
②	債権管理の適正化の推進					
取組内容	市が管理する租税債権を除くすべての債権についてその管理方法を見直し、管理、回収等に対する情報、スキルの共有、集約等を行うことにより適正かつ効率的な債権管理体制の確保を図る。					
実施事項	平成 24 年度 現状把握 平成 25 年度 調査・検討 平成 26 年度 方針策定・見直し					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	市が管理する債権の現状の把握	→	管理方針の策定に向けた検討	管理方針の策定のための骨子案の作成	市が管理する債権の現状の把握を行い、管理方針の策定のための骨子案を作成した。	
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	②	3	4	5
	未着手	市が管理する債権の現状を把握した。	方針策定に向けた内容の検討を行った。	管理方針を策定した。	管理方針に基づき管理方法の見直しを実施した。	方針に基づく管理体制の確立が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

平成 27 年度については、これまでの調査、検討内容を踏まえ、管理方針の整備作業を行った。具体的には、債権の区分に応じてその発生から回収、催告や時効管理など、サイクルに応じた管理の方法について一定のルールを定めるとともに、その根拠となる法律や判例、条例等の規定の確認、さらには今後取り組むべき内容等について検討を加えるなど、管理方針の策定のための骨子案の作成作業を行った。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

成果としての管理方針を策定するには至っていないものの、その骨子案がまとまったところであり、今後、詳細の決定を経て管理方針の策定につなげていく。

Ⅱ	財政のマネジメント				
7	経営資源（予算）を増やす取組				
③	基金の債券運用等の拡充				
取組内容	資金の維持・積立のための基金を中心に、安全かつ効率的な運用を拡充するため、債券等による運用指針を定め、運用益の確保を図る。				
実施事項	平成 24 年度 指針の検討、作成 平成 25 年度 運用計画の策定、運用 平成 26 年度以降毎年度 運用				
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括
【全体事項】	鴨川市資金管理及び運用基準の策定				平成 24 年度に鴨川市資金管理及び運用基準及び鴨川市債券運用指針を策定し、これらに基づいて、地域振興基金、財政調整基金及び減債基金の債券運用等を実施し、期間中 25,861,731 円の運用益が得られた。
	鴨川市債券運用指針の策定				
	基金の債券運用等の実施				
		債券運用指針に基づく運用	→	→	
【個別事項】	(地域振興基金)				
	地方債 2 件としての運用（額面金額 12 億円、購入金額 11 億 9,964 万円）	→	→	→	
	基金の残額 9,783 万 8 千円の定期預金としての運用	→	運用益を加え 1 億 1,090 万円の定期預金としての運用	→	
	(財政調整基金)				
		短期国債（1 年）としての運用（額面金額 5 億円、購入金額 4 億 9,955 万円）	→		
		5 億円の定期預金としての運用	→		
			8 億円の定期預金としての運用	11 億円の定期預金としての運用	
	(減債基金)				
			4 億円の定期預金としての運用	2 億円の定期預金としての運用	
財政的効果（円）	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
	0	7,830,773	9,299,158	8,731,800	25,861,731
	【内訳】運用益の額				

評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	債券運用に向けた手法の検討を行った。	運用指針の策定のための方向性を決定した。	運用指針を策定した。	指針に基づく計画的な運用を実施した。	運用益による財源確保が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

財政調整基金から 11 億円、減債基金から 2 億円の運用を実施した。

原資	運用日	運用額	内容
財政調整基金	平成 27 年 9 月 4 日	500,000,000 円	定期預金
財政調整基金	平成 27 年 9 月 4 日	100,000,000 円	定期預金
財政調整基金	平成 27 年 9 月 4 日	100,000,000 円	定期預金
財政調整基金	平成 27 年 9 月 4 日	100,000,000 円	定期預金
財政調整基金	平成 27 年 12 月 25 日	300,000,000 円	定期預金
減債基金	平成 27 年 9 月 29 日	200,000,000 円	定期預金

【具体的効果】

(平成 27 年度)

次のとおり運用益が得られた。

原資	運用日	運用額	内容	運用益
地域振興基金	平成 25 年 3 月 25 日	399,880,000 円	共同発行公募地方債 (10 年。額面 4 億円)	2,720,000 円
地域振興基金	平成 25 年 3 月 28 日	799,760,000 円	大阪府公募公債 (10 年。額面 8 億円)	5,200,000 円
地域振興基金	平成 27 年 3 月 26 日	110,900,000 円	定期預金	38,927 円
財政調整基金	平成 27 年 9 月 4 日	500,000,000 円	定期預金	560,958 円
財政調整基金	平成 27 年 9 月 4 日	100,000,000 円	定期預金	24,931 円
財政調整基金	平成 27 年 9 月 4 日	100,000,000 円	定期預金	12,465 円
財政調整基金	平成 27 年 9 月 4 日	100,000,000 円	定期預金	12,465 円
財政調整基金	平成 27 年 12 月 25 日	300,000,000 円	定期預金	112,191 円
減債基金	平成 27 年 9 月 29 日	200,000,000 円	定期預金	49,863 円
合計				8,731,800 円

Ⅱ	財政のマネジメント				
8	資産管理（ファシリティ・マネジメント）				
①	遊休施設等の活用の検討				
取組内容	利活用の方向性が未定の遊休施設について、その有効な活用方法を見出す取組を推進する。				
実施事項	平成 24 年度 WG 設置、状況把握、事例研究、意見聴取 平成 25 年度 活用方策の計画策定、 平成 26 年度以降毎年度 予算措置、事業担当課への移行				
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括
【全体事項】	学校跡地等遊休施設 の活用に関する基本 方針の策定		学校跡地等遊休施設 の活用に関する基本 方針の一部見直し		平成 24 年度に学校跡 地等遊休施設の活用 に関する基本方針を 策定し、平成 26 年度 に企画政策課地域戦 略係及び学校跡地等 遊休施設の活用に係 る庁内ワーキングチ ームを設置し、平成 27 年度に学校跡地等 遊休施設 19 施設につ いての活用の方向性 を決定した。
			学校跡地等遊休施設 及び公共施設等の現 況等調査	学校跡地等遊休施設 19 施設についての活 用の方向性の決定及 び地区別区長等市民 懇談会における説明	
			企画政策課に地域戦 略係を設置（学校跡 地等遊休施設の活用 の総括）		
			学校跡地等遊休施設 の活用に係る庁内ワ ーキングチームを設 置（庁内検討組織）	会議開催	
【個別事項】	旧大山小学校校舎の 一部に大山公民館を 設置するための条例 の一部改正及び工事	旧大山小学校校舎の 一部に大山公民館を 設置			
		旧江見中学校校舎を 活用して江見地区 3 小学校の統合小学校 を整備するための設 計	江見小学校を設置す るための条例の一部 改正及び工事	江見小学校を設置	
		旧江見中学校敷地に 江見地区の 6 箇所の 幼稚園及び保育園を 統合した幼保一元化 施設を整備するため の設計	江見こども園を設置 するための条例の一 部改正及び工事	江見こども園を設置	
				旧太海小学校、旧太 海幼稚園及び旧太海	

				保育園を民間事業者等他団体から利活用に関する提案を公募し、又は一般への有償譲渡若しくは貸付けを行うための準備事務		
				旧曾呂小学校及び旧曾呂幼稚園を集会施設及び生涯学習施設の機能を備えた文化施設としての整備を図るための準備事務		
				旧曾呂保育園の建物の除却並びに土地の原状回復及び地権者への返還		
		旧天津幼稚園園舎に天津保育園を設置するための条例の一部改正及び工事	旧天津幼稚園園舎に天津保育園を設置			
				旧天津保育園の施設の一部（浄化槽）の撤去。当面、現在の状態を維持することを決定		
			旧小湊中学校の活用の方向性に関する説明会の開催	旧小湊中学校の活用に関する説明会（2回）		
				旧小湊中学校校舎を多世代交流施設として整備することを決定		
財政的効果 (円)	H24年度 *	H25年度 *	H26年度 *	H27年度 *	合計 *	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	遊休施設等の現状を調査した。	活用方策の基本的な方向性を検討した。	活用方策の方向性を示す基本方針を策定した。	活用方策計画を策定した。	遊休施設等の有効な活用が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

1 学校跡地等遊休施設 19 施設について、活用の方向性を定め、「地区別区長等市民懇談会」において一般に説明した。

(1) 鴨川地区 平成 27 年 7 月 6 日 場所：鴨川市役所

- (2) 長狭地区 平成 27 年 7 月 14 日 場所：長狭学園
- (3) 江見地区 平成 27 年 7 月 15 日 場所：江見こども園
- (4) 天津小湊地区 平成 27 年 7 月 17 日 場所：コミュニティセンター小湊
- 2 「学校跡地等遊休施設の活用に係る庁内ワーキングチーム」(学校跡地等遊休施設の活用について具体的かつ実践的な検討を行い、施設別の活用計画案を作成するための庁内検討組織として平成 26 年度に設置) について、構成員を年度更新するとともに、施設ごとに会議を開催した。
- 3 旧江見中学校において、江見地区 3 小学校の統合小学校「江見小学校」並びに同地区 6 箇所の幼稚園及び保育園を統合した幼保一元化施設「江見こども園」を平成 27 年 4 月 1 日に開校、開園した。
- 4 旧太海小学校、旧太海幼稚園及び旧太海保育園について、民間事業者等他団体から利活用に関する提案を公募し、又は一般への有償譲渡若しくは貸付けを行うに当たり、その準備のため不動産鑑定業務を実施した。
- 5 旧曾呂小学校及び旧曾呂幼稚園について、集会施設及び生涯学習施設の機能を備えた文化施設としての整備を図るため、第 2 次総合計画(第 3 次 5 か年計画)に次の事業を位置付けた。

事業名	事業内容(抜粋)
社会教育関連施設の整備充実	老朽化した曾呂公民館を旧曾呂小学校に移転し、生涯学習や地域活動の拠点施設として、機能強化を図ります。
市民ギャラリーの整備	建物が老朽化した市民ギャラリーを旧曾呂小学校に移転し、市民の文化芸術活動を促進する拠点となる施設として整備します。また、様々な人々が交流する機会を設けることに努め、地域の文化芸術を発信する施設としての機能強化を図ります。

- 6 旧曾呂保育園について、建物を除却して土地を原状に復し、地権者へ返還した。
- 7 旧小湊中学校について、小湊地区の町内会長及び P T A 関係者等を対象として平成 26 年度に開催した説明会において、旧校舎の活用の方向性を集会施設と児童発達支援センター等の機能を併せ持った施設とし、地区住民を対象に説明することとした。

これを踏まえ、一般を対象とした「旧小湊中学校の活用に関する説明会」を平成 27 年 5 月に開催したが、その場での意見集約には至らず、再度検討した上で、改めて説明会を開催することとした。

その後、旧校舎については、子育て世帯や高齢者など、多世代交流のための集会施設として改修する一方、児童発達支援センター等については、市内の他施設への早期立地を促進することとし、平成 28 年 1 月に再度、開催した説明会において、この方向性を説明した。

この結果、多くの賛意が得られ、反対意見がなかったことを受け、過疎地域自立促進計画に次の事業を位置付けた。

なお、旧小湊中学校の活用については、旧校舎のほか、学校敷地内における津波避難タワーの設置及び駐車場の整備を含んでおり、このうち津波避難タワーについては、平成 27 年度に地質調査及び実施設計等を実施し、28 年度中に整備を行うべく、当初予算に建設費を計上した。

(1) 説明会開催日程

ア 第 1 回 平成 27 年 5 月 25 日 場所：コミュニティセンター小湊

イ 第 2 回 平成 28 年 1 月 12 日 場所：コミュニティセンター小湊

※平成 27 年 7 月 17 日に開催した地区別区長等市民懇談会(天津小湊地区)においても、旧小湊中学校の活用について多くの発言があった。

(2) 過疎地域自立促進計画における記載(抜粋)

自立促進施策区分	事業内容
8 集落の整備	多世代交流施設整備事業 実施設計 外 改修工事、駐車場整備工事

8 旧天津保育園について、海岸近くに立地し、風水害の危険性などもあることから、積極的に新たな用途を見出すことは困難と判断し、施設の一部（浄化槽）を撤去した。建物については、市道擁壁としての機能も果たしていることなどから、当面は現在の状態を維持することとした。

【具体的効果】

（平成 27 年度）

学校跡地等遊休施設の活用の方向性を包括的に定め、これに即して活用に向けた作業が個別・具体的に進められた。

個別施設については、旧江見中学校において統合小学校「江見小学校」及び幼保一元化施設「江見こども園」を開校、開園し、平成 18 年の鴨川市学校適正規模検討委員会設置以来、検討、実施されてきた学校の適正配置が完了するとともに、施設一体型の幼保一元化が実現し、市内全施設における幼保一元化（施設分離型を含む。）が完了した。

また、耐震性能が不足していた旧江見小学校校舎及び旧太海小学校校舎から新校舎に移転統合したことに加え、海岸線に近く、津波被害の危険性があった旧江見保育園及び旧太海保育園から新園舎に移転統合したことにより、児童及び園児の安心・安全の確保が図られた。

江見地区のその他の施設においては、旧太海小学校、旧太海幼稚園及び旧太海保育園について、民間事業者等による利活用に向けた準備を進めるとともに、旧曾呂小学校及び旧曾呂幼稚園について、集会施設及び生涯学習施設の機能を備えた文化施設としての整備を図ることとし、総合計画に事業を位置付けた。旧曾呂保育園については、建物を除却し、地権者へ土地を返還した。

天津小湊地区の施設のうち旧小湊中学校については、施設の活用の方向性が集約されたことを受け、過疎地域自立促進計画に事業を位置付けるなど、旧校舎の改修及び津波避難タワーの設置等を計画的に進めることとした。旧天津保育園については、立地状況等を踏まえ、当面は現在の状態を維持することとした。

Ⅱ	財政のマネジメント					
8	資産管理（ファシリティ・マネジメント）					
②	未利用財産の売却促進					
取組内容	公有財産台帳に基づき、未利用地の売却を推進する。					
実施事項	平成 24 年度 売却土地の抽出、売却計画の策定 平成 25 年度以降毎年度 可能なものから売却					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	売却可能財産の抽出	→	→	売却に向けた準備	売却可能財産の抽出を行い、売却に向けた準備を行った。	
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	0	0	0	0	0	
【内訳】売却による収入額－売却のための経費						
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	売却可能財産の抽出を行った。	売却計画を策定した。	計画に基づき、売却財産の鑑定等を実施した。	公募、入札を実施した。	売却に伴う財源確保が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

旧鴨川出張所について、既存建物の解体・撤去後に土地のみでの売却を計画し、解体工事まで完了したものの、隣接地との境界に公図と現況の乖離があることが判明し、問題解決に不測の時間を要したため、年度内での売却に至らなかった。

なお、平成 28 年度中に土地家屋調査士に依頼し、境界の問題を整理したうえで入札を実施する予定である。

施設名称	所在地	売却方針	売却財産
旧鴨川出張所	貝渚 3271 番地 16	既存建物を解体・撤去後に土地のみで売却する。ただし、将来、歩道整備が見込まれる部分については売却面積から除く。	貝渚字加茂川 3271 番 16 宅地 235 ㎡

【具体的効果】

(平成 27 年度)

未利用財産の売却を行っていないため、具体的効果はない。

Ⅱ	財政のマネジメント					
8	資産管理（ファシリティ・マネジメント）					
③	エコカーの導入					
取組内容	ハイブリット車等の導入により燃料費の削減、地球温暖化対策の促進を図る。					
実施事項	平成 24、25、26 年度 購入					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	鴨川市が保有する庁用自動車に係るエコカーの導入方針の策定				平成 24 年度に鴨川市が保有する庁用自動車に係るエコカーの導入方針を策定し、これに基づいて 5 台をハイブリット車に更新した。	
	ハイブリット車への更新（2 台）	→（2 台）	→（1 台）			
財政的効果（円）	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	149,448	389,817	461,811	396,761	1,397,837	
	【内訳】更新前の燃料費－更新後の燃料費（理論値）					
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	既存車両との経費比較を行った。	更新年次計画の策定のための方角性を決定した。	更新年次計画を策定した。	計画に基づく車両の更新を実施した。	燃費向上に伴う経費削減が図られた。

【具体的実施結果】

（平成 27 年度）

平成 27 年度中にエコカーへ更新した車両はなかったが、平成 26 年度までに出張用公用車として導入したエコカー（ハイブリット車）5 台を積極的に運用し、経費削減を図った。

【具体的効果】

（平成 27 年度）

エコカー（ハイブリット車）の運用により 396,761 円の経費削減が図られた。

なお、経費の算定は次の方法により行った。

【経費の算定方法】

ガソリン単価の変動や車両の使用状況により経費が変化することから、ガソリン単価は当該年度の単価（平均単価）とし、車両の燃費はカタログ値（JC08 モード）を参考数値（2 台以上の場合は平均値）とし、走行距離は更新後の車両の当該年度の走行距離（2 台以上の場合は合計）により経費算定を行った。

* 経費の算定式

（当該年度の走行距離 ÷ 更新前の車両の燃費 × 当該年度のガソリン単価）

－（当該年度の走行距離 ÷ 更新後の車両の燃費 × 当該年度のガソリン単価）

	車両の更新年度				計
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
更新計画台数	2 台	2 台	1 台	0 台	
更新台数	2 台	2 台	1 台	0 台	
車両の燃費（カタログ値）					

平成 24 年度	①更新前の車両	16.2 km/リットル	19.5 km/リットル	18.0 km/リットル	—	
	②更新後の車両	32.6 km/リットル	35.4 km/リットル	36.4 km/リットル	—	
	③ガソリン単価	146 円/リットル				
	④走行距離	32,963 km	—	—	—	
	⑤更新前の経費 (④÷①×③)	297,073 円	—	—	—	
	⑥更新後の経費 (④÷②×③)	147,625 円	—	—	—	
	⑦財政的効果 (⑤-⑥)	149,448 円	—	—	—	149,448 円
平成 25 年度	③ガソリン単価	156 円/リットル				
	④走行距離	63,341 km	23,091 km	—	—	
	⑤更新前の経費 (④÷①×③)	609,950 円	184,727 円	—	—	
	⑥更新後の経費 (④÷②×③)	303,104 円	101,756 円	—	—	
	⑦財政的効果 (⑤-⑥)	306,846 円	82,971 円	—	—	389,817 円
平成 26 年度	③ガソリン単価	158 円/リットル				
	④走行距離	47,954 km	45,600 km	13,652 km	—	
	⑤更新前の経費 (④÷①×③)	467,699 円	369,476 円	119,834 円	—	
	⑥更新後の経費 (④÷②×③)	232,415 円	203,525 円	59,258 円	—	
	⑦財政的効果 (⑤-⑥)	235,284 円	165,951 円	60,576 円	—	461,811 円
平成 27 年度	③ガソリン単価	132 円/リットル				
	④走行距離	45,200 km	42,382 km	22,289 km	—	
	⑤更新前の経費 (④÷①×③)	368,296 円	286,893 円	163,452 円	—	
	⑥更新後の経費 (④÷②×③)	183,018 円	158,034 円	80,828 円	—	
	⑦財政的効果 (⑤-⑥)	185,278 円	128,859 円	82,624 円	—	396,761 円

Ⅱ	財政のマネジメント					
8	資産管理（ファシリティ・マネジメント）					
④	市営駐車場の適切な維持管理					
取組内容	公共施設として設置する市営駐車場について、その配置、有料化等について適正管理のための検証を実施する。					
実施事項	平成 24、25 年度 検証、基準等の策定 平成 26 年度 方向性確認 平成 27 年度 見直し等					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	【全体事項】 市営駐車場の現状の把握				平成 24 年度に松崎海岸駐車場を廃止するとともに市営駐車場の現状の把握を行い、その後、市営駐車場の今後の方向性についての検討を行い、平成 27 年度に配置基準を策定した。	
		市営駐車場の今後の方向性についての検討	→			
			市営駐車場の今後の方向性の決定	市営駐車場の配置基準の策定		
【個別事項】 松崎海岸駐車場の廃止						
財務的効果（円）	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	現状の検証、調査を実施した。	配置基準の策定のための方向性を決定した。	配置基準を策定した。	配置基準に基づく見直しを実施した。	利用者の利便性の向上が図られた。

【具体的実施結果】

（平成 27 年度）

- 現在の市営駐車場が本市の観光資源である海、観光施設又は商業施設に近い場所に設置され、通年の利用者が見込まれることを踏まえ、国有地を占有していることなどを勘案し、市営駐車場の配置基準を策定した。
- 駐車場内の清掃及び草刈等を実施した。

【具体的効果】

（平成 27 年度）

公共施設の適正な維持管理に努めた。

Ⅱ	財政のマネジメント						
8	資産管理（ファシリティ・マネジメント）						
⑤	（仮称）市民会館整備事業における施設機能と施設運営の効率化						
取組内容	（仮称）市民会館の整備に当たり付帯機能の検討、建設後の施設運営について指定管理者制度など効率的な方法を検討する。						
実施事項	平成 24 年度 整備検討計画決定 平成 25、26 年度 建設、運営協議 平成 27 年度 共用開始						
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括		
	【市民会館】 新市民会館整備に係る説明会の開催（1回） （仮称）鴨川市市民会館整備検討委員会の開催（3回） 新市民会館整備庁内検討委員会の開催（4回）	新市民会館整備に係る状況報告会（1回） →（6回） 視察（2回）				当初、新市民会館を整備する計画であったが、平成 25 年度に体育館とホール機能を併せ持つ多目的施設を整備することに変更した。これに向けて多目的施設整備検討委員会及び多目的施設建設検討委員会を設置し、検討を行い、平成 26 年度には鴨川市多目的施設建設基本構想・基本計画の策定を行い、平成 27 年度には基本設計を完了するとともに、実施設計に着手した。	
【多目的施設】			鴨川市多目的施設建設基本構想・基本計画の策定	多目的施設の基本設計の完了及び実施設計着手			
				太尾地区住民説明会の開催（1回）			
		多目的施設整備検討委員会の設置		多目的施設建設検討委員会の設置			
		多目的施設整備検討委員会の開催（1回）	→（6回） 視察（1回）	多目的施設建設検討委員会の開催（4回）			
			多目的施設整備庁内検討委員会の開催（4回）				
財政的効果（円）	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計		
	*	*	*	*	*		
評価得点	0	1	2	3	4	5	
	未着手	新整備計画の策定に向けた内容の検討を行った。	新整備計画を策定した。	入札を実施し、施設の建設に着手した。	施設が完成し、その運営方法を協議した。	共用が開始され、効率的な施設運営が図られた。	

【具体的実施結果】

（平成 27 年度） 6 月に太尾地区住民説明会を行った。 8 月に多目的施設建設検討委員会を設置し、同委員会において 4 回の検討を行った。 この委員会では、各委員の意見を反映させ、アリーナのレイアウトや各部屋、防災、電気設備等の基本設計に係る検討を行った。また、快適で安全な施設提供と効率的・経済的な施設管理を両立
--

するため、管理運営体制や財源、建設費、ランニングコスト等に関する課題などについても検討した。

この検討の結果を踏まえ、平成 28 年 1 月に「鴨川市多目的施設基本設計」が完了し、2 月から「鴨川市多目的施設実施設計」に着手した。

太尾地区住民説明会の開催状況

開催日	内容
平成 27 年 6 月 4 日	多目的施設整備について 外

多目的施設建設検討委員会の開催状況

開催日	回	内容
平成 27 年 8 月 26 日	第 1 回	提案内容の説明、検討項目及び今後のスケジュールについて 外
平成 27 年 10 月 5 日	第 2 回	配置計画について 外
平成 27 年 11 月 25 日	第 3 回	配置計画について 外
平成 28 年 1 月 26 日	第 4 回	基本設計概要について 外

【具体的効果】

(平成 27 年度)

4 回にわたる多目的施設建設検討委員会の検討結果を踏まえて、「鴨川市多目的施設基本設計」が完了し、実施設計に着手した。

この中で、建設場所は鴨川市総合運動施設周辺、延べ床面積は約 6,000 m²とし、施設構成は、1 階にバスケットボールコート 2 面と 2 階に約 600 席の固定観客席を配置したメインアリーナ、バスケットボールコート 1 面の広さで集会や音楽祭などが開催できるサブアリーナ、トレーニング室や多目的室などとする事とした。

【補足】

(弱者への配慮)

「鴨川市多目的施設基本設計」においては、「オリンピック・パラリンピックでの選手の合宿利用も考慮し、誰もが不自由なく使いやすい計画とし、特に、高齢者や車いす利用者においては、競技・練習を行うだけでなく、リハビリや健康チェックにも対応するなど、安全で快適な施設づくりを目指す。」とした。

Ⅱ	財政のマネジメント					
9	公営企業の経営改革					
①	水道事業経営の健全性の維持					
取組内容	経営基盤安定への取組、水道施設の整備更新事業への取組、水運用のあり方の検討への取組を推進する。					
実施事項	平成 24 年度 施設整備更新、繰上償還実施 平成 25、26 年度 施設整備更新、繰上償還実施、コンビニ収納実施 平成 27 年度 施設整備更新、繰上償還実施、コンビニ収納実施、収納業務委託					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	施設の整備更新	→	→	→	平成 24 年度に繰上償還を実施し、同年度からコンビニ収納を実施したほか、取組期間中、施設の整備更新を行い、経営の健全性の維持に努めた。	
	繰上償還の実施					
	コンビニ収納の実施	→	→	→		
	総収支比率	106.6%	106.5%	107.9%		104.5%
有収率	81.7%	81.5%	81.2%	79.5%		
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	77,584,891	76,033,045	101,068,225	57,122,897	311,809,058	
	【内訳】当年度損益の額					
評価得点	0	1	2	③	4	5
	未着手	繰上償還を実施した。	施設の整備更新を行った。	コンビニ収納を開始した。	収納業務の委託を実施した。	全ての取組を実施し、毎年度の総収支比率 100% 超及び平成 27 年度の有収率 82.9% 超が達成された。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)	
1	施設の整備更新
(1)	配水施設の主要事業（水道管の布設替工事及び舗装本復旧工事等の実施） 太海跨線橋付近配水管布設替工事及び舗装本復旧工事等 10 事業 ・管延長 780m ・舗装面積 1,600 m ² ・事業費 41,909,400 円
(2)	浄水施設の主要事業（ろ過池更新工事及び電気・計装設備更新工事等の実施） 東町・保台浄水場 ろ過池設備・薬品注入設備更新工事等 10 事業 ・事業費 29,971,620 円
2	コンビニ収納の実施
水道料金の納入方法について、口座振替や銀行、郵便局、市役所等の窓口のほか、夜間等の時間外収納が可能なコンビニエンスストアからの収納を実施している。	

【具体的効果】

(平成 27 年度)

1 施設の整備更新

計画的な施設更新により費用の平準化が図られ、安定的給水が維持できた。

2 コンビニ収納の実施

コンビニ収納により、夜間等時間外の取扱いが可能となり、納付機会の拡大により利用者の利便性の向上と収納業務の効率化が図られた。

3 総括

(1) 総収支比率 (目標値 毎年 100%超) 104.5% (+4.5 ポイント)

(2) 有収率 (目標値 82.9%超) 79.5% (▲3.4 ポイント)

Ⅱ	財政のマネジメント					
9	公営企業の経営改革					
②	病院の経営改革、経営改善の推進					
取組内容	鴨川市立国保病院改革プランの計画年度が平成 25 年度までであるため、引き続き経営改善を推進する。また、計画終了後も、次期改革プランを策定し、改革を継続する。					
実施事項	平成 24、25 年度 プラン実施 平成 26 年度 次期プランの策定 平成 27 年度 プラン実施					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
【全体事項】	鴨川市立国保病院改革プランに基づく取組の実施	→	前改革プラン等に基づく取組の実施	→	期間中、鴨川市立国保病院改革プラン（平成 21 年度～平成 25 年度）に基づく取組を実施するとともに、平成 25 年度から次期改革プランの策定に向けた検討を行い、平成 27 年度は、国保病院あり方検討委員会を設置し、今後の国保病院のあり方を検討した。	
		次期改革プランの策定に向けた検討	→	→		
				国保病院あり方検討委員会の設置		
				国保病院あり方検討委員会の開催（4 回）		
【個別事項】	院内経営会議の開催（12 回）	→（12 回）	→（12 回）	→（12 回）		
	「鴨川国保だより」の発行（6 回）	→（6 回）	→（6 回）	→（6 回）		
	公開講座（地域住民対象）の開催（6 回）	→（6 回）	→（5 回）	→（5 回）		
	院内職員研修会の開催（6 回）	→（4 回）	→（15 回）	→（14 回）		
経常収支比率	100.6%	97.6%	90.5%	92.9%		
病床利用率	58.3%	56.9%	54.3%	53.1%		
財政的効果（円）	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	4,309,053	▲16,701,560	▲94,108,369	▲53,429,388	▲159,930,264	
	【内訳】当年度損益の額					
評価得点	0	1	②	3	4	5
	未着手	現改革プランに基づく取組を実施した。	次期プランの策定に向けた内容の検討を行った。	次期プランを策定した。	次期プランに基づく取組を実施した。	全ての取組を実施し、毎年度の経常収支比率 100%超及び平成 27 年度の病床利用率 70%超が達成された。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

1 前改革プランに基づく取組の実施

次期プランの実施時期であったが未策定であったため、前改革プランを踏襲するかたちで、25年度計画値に基づき、具体的な取組を実施した。

経営改善のため医療スタッフへの経営方針の共通理解の推進や意識改革、情報の共有と各種案件への対応を協議するため、毎月1回、計12回の院内経営会議を開催した。また、職員の資質向上のための各種職員研修会を14回開催した。

病院からの情報発信として「鴨川国保だより」を6回発行した。地域住民の方を対象とした職員企画実行の公開講座を5回開催し、地域への保健予防活動と併せてアンケート等によりご意見をいただき業務にフィードバックすることで患者満足度の向上を目指した。

一般会計からの繰入金について、市立病院として地域医療の充実に努めていくために必要な経費のうち、救急医療に係る経費の一部として一般会計予算の範囲での繰出しを受けた。

健康診断業務では、引き続き市の特定健診の受入れを行う等、地域住民の健康管理に積極的に努めた。医療サービスについては午後外来や専門外来の充実に努めるほか、訪問診察、訪問看護等の訪問医療を充実させた。また、近隣医療機関との連携のため、可能な限り紹介患者の入院受入れを行った。

〔主な実施事項〕

① 院内経営会議の開催

- | | | |
|--------|--------|--|
| 第66回会議 | 4月23日 | 患者動向等報告、国保病院のあり方検討について |
| 第67回会議 | 5月28日 | 患者動向等報告、収支改善のための施策について |
| 第68回会議 | 6月25日 | 患者動向等報告、地域包括ケア病床導入における問題点について |
| 第69回会議 | 7月23日 | 患者動向等報告、経営改善策について |
| 第70回会議 | 8月27日 | 患者動向等報告、マイナンバー制度・送迎車両の運行について |
| 第71回会議 | 10月1日 | 患者動向等報告、国保病院あり方検討委員会の概要について |
| 第72回会議 | 10月29日 | 患者動向等報告、入院患者の確保対策について |
| 第73回会議 | 11月26日 | 患者動向等報告、第2回鴨川市立国保病院あり方検討委員会、療養病床入所基準内規について |
| 第74回会議 | 12月24日 | 患者動向等報告、第3回鴨川市立国保病院あり方検討委員会について |
| 第75回会議 | 1月28日 | 患者動向等報告、平成28年度当初予算について |
| 第76回会議 | 2月25日 | 患者動向等報告、千葉県地域医療構想、国保病院あり方検討委員会答申書(案)について |
| 第77回会議 | 3月25日 | 患者動向等報告、国保病院あり方検討委員会答申書について |

② 「鴨川国保だより」の発行

第48号(H27.5.1)、第49号(H27.7.1)、第50号(H27.9.1)、第51号(H27.11.1)、第52号(H28.1.1)、第53号(H28.3.1)

③ 公開講座(地域住民対象)の開催

第32回(H27.5.30)、第33回(H27.8.22)、第34回(H27.10.31)、第35回(H27.12.19)、第36回(H28.3.5)

④ 院内職員研修会の開催

スキンケアと褥瘡ケアについて(H27.4.21)、エピペンの使い方について(H27.5.22)、MERSについて(H27.6.19)、VTEマニュアルについて(H27.7.8、7.15)、人工呼吸器の使い方について(H27.10.8)、高齢者虐待の防止について(H27.10.22)、手洗い実践(H27.11.18~21)、高齢者の栄養管理について(H27.12.4)、医療安全について(H28.2.1)、除細動器操

作 (H28. 2.10)

2 次期改革プランの策定に向けた取組の実施

平成 26 年度に策定し、平成 27 年度から実施の予定であった次期改革プランについては、策定の指針となる国の新公立病院改革ガイドラインが平成 26 年度末に発表されたことに伴い、これとの整合性を図る観点から、平成 27 年度の策定を見合わせ、平成 28 年度の早期策定を目指すこととした。

また、鴨川市立国保病院あり方検討委員会を設置し、今後の病院のあり方についての検討を行った。この検討に当たっては、医療経営コンサルティング業者に委託し、専門的な見地からの協力を得た。

鴨川市立国保病院あり方検討委員会は、4 回の会議を開催し、平成 28 年 3 月に同委員会から今後の病院のあり方についての答申を得た。次期改革プランについては、この答申を踏まえたものとするものである。

鴨川市立国保病院あり方検討委員会の開催状況

開催日	回	内容
平成 27 年 9 月 29 日	第 1 回	鴨川市立国保病院の現状と課題について
平成 27 年 11 月 12 日	第 2 回	鴨川市立国保病院が提供すべき診療機能等について 外
平成 27 年 12 月 22 日	第 3 回	鴨川市立国保病院の診療機能 (案) 及び収支シミュレーションについて 外
平成 28 年 3 月 16 日	第 4 回	鴨川市立国保病院あり方検討に係る答申書 (案) について

医療経営コンサルティング業務の概要

- (1) 現況、将来予測及び立地条件等の整理
 - ア 現況 (外来・入院患者の推移、決算状況及び経営分析など)
 - イ 将来予測 (人口及び高齢化率の推移など)
 - ウ 立地条件 (医療圏の概況など)
 - エ 業務プロセスの診断 (レセプト点検及びケース分析など)
 - オ 病院経営に係る課題の整理
- (2) 病院のあり方の検討
 - ア 病院のあり方の提示
 - イ 具体的な実施事項の例示
- (3) 経営シミュレーション
 - ア 病院のあり方に即した最適な診療科及び病床構成等の検討
 - イ 上記に係る経営シミュレーションの実施

【具体的効果】

(平成 27 年度)

入院患者、外来患者数ともに前年度を下回る結果となり計画値も達成できなかった。極力経費節減に努めたが、患者数減少による医業収益の減少のため医業損失、経常損失を計上することとなった。

計画値に対しては、医療材料費比率及び救急車搬入患者数以外はいずれも目標値を達成できなかった。

項目	計画値	実績値	達成状況 (実績-計画)	
財政状況の指標 (%)	経常収支比率 *	100.6	92.9	▲7.7
	医業収支比率	100.6	92.4	▲8.2
	職員給与費比率 *	54.1	61.2	7.1

	病床利用率 *	70.0	53.1	▲16.9	
	医療材料費比率	10.1	8.4	▲1.7	
外来患者数の目標 (人)	延べ外来患者数	50,000	39,836	▲10,164	
	1日平均外来患者数	170	136	▲34	
	医師数 (常勤)	医科	4	4	0
		歯科	2	2	0
入院患者数の目標 (人)	延べ入院患者数	17,900	13,604	▲4,296	
	1日平均入院患者数	49	37	▲12	
第二次救急医療機能 (人)	時間外受診患者数	730	654	▲76	
	救急車搬入患者数	105	143	38	
	入院患者数	140	107	▲33	

(注1) 項目中の「*」は、公立病院改革ガイドラインの指定項目である。

(注2) 「救急車搬入患者数」及び「入院患者数」は、「時間外受診患者数」の内数である。

(注3) 参考までに、平成26年度の外来及び入院患者数の実績値は、外来40,755人、入院13,885人である。

[用語の説明]

・経常収支比率

事業にかかった全ての経費と事業で得た全ての収入の割合。100以上がよい。

$$\text{＜経常収益＞} \div \text{＜経常費用＞} \times 100 \quad (\%)$$

・医業収支比率

医療の業務にかかった経費と医療の業務で得た収入の割合。100以上がよい。

$$\text{＜医業収益＞} \div \text{＜医業費用＞} \times 100 \quad (\%)$$

・職員給与費比率

医療の業務で得た収入に占める職員給与の割合。少ないほうがよい。

$$\text{＜職員給与費＞} \div \text{＜医業収益＞} \times 100 \quad (\%)$$

・医療材料費比率

医療の業務で得た収入に占める薬品や診療材料の割合。少ないほうがよい。

$$\text{＜材料費＞} \div \text{＜医業収益＞} \times 100 \quad (\%)$$

【補足】

(市民の意識改革)

引き続き、「鴨川国保だより」の発行や地域住民向けの公開講座を定期的を実施し、地元イベントへの医師や看護師等の参加により、地域への健康啓発に積極的に係わり住民の健康保持等の意識改革に努めた。

Ⅱ	財政のマネジメント					
10	出資法人の経営状況の向上					
①	株式会社鴨川マリン開発の経営状況の向上					
取組内容	市と鴨川市漁業協同組合が中心となって事業内容・経営状況等について協議検討を重ね、黒字経営化を推進する。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 黒字化に向けた取組					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	事業内容等についての検討	→	→	→	事業内容等について検討を行い黒字化に向けた取組を実施するとともに、関係機関との協議・調整を行った。	
			黒字化に向けた取組の実施	→		
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	事業内容等について検討を行った。	関係機関との協議・調整を行った。	黒字化に向けた取組を実施した。	経営の黒字化が実現した。	経営状況の改善が図られた。

【具体的実施結果】

<p>(平成 27 年度)</p> <p>利用者の増加に向け、次の取組を実施した。</p> <p>1 オーナー釣り大会：参加者 90 人</p> <p>2 講習会等</p> <p>(1) 救助訓練（勝浦海上保安署）：参加者 80 人</p> <p>(2) 千葉県水難救済会鴨川救難所救助銃実演：参加者 80 人</p> <p>3 第3回海太郎杯ヨットレース大会（ヨット 10 艇）：参加者 45 人</p> <p>4 施設視察受入</p> <p>中国海岸漁業局及び水産加工関連企業：参加者 15 人</p>

【具体的効果】

<p>(平成 27 年度)</p> <p>経営状況の改善に向けて、引き続きプレジャーボート係留施設利用者の増加を図っていたところであるが、利用者の高齢化や景気低迷等の理由により増加にはつながらなかった。しかしながら、前述のイベント及び講習会等への実施協力や視察の受け入れ、クルージングなどを積極的に行ったことにより、非常に良好な反応が得られた。経営改善に向けた今後の方向性の一部分を担うものと考えられる。今後も、イベントなどへの実施協力及び視察の受け入れ、クルージングなどを積極的に行い、マリーナに対するイメージの向上及び集客に向け、周知を図っていく。</p>
--

【補足】

<p>(現下の課題への適合)</p> <p>最重要課題は、プレジャーボートの係留施設利用者を増やすことであり、今後、市内外の方々へ積極的に情報を発信し、多くの方々に海に対する興味を持っていただく取組を実施していく。</p> <p>(市民の意識改革)</p>
--

フィッシャリーナ及びマリーナには、マリンスポーツや釣りを楽しむ方が多く訪れ、本市の観光に大きく寄与している。今後、講習会や研修会、クルージングなどを行う際には、報道機関への情報提供を積極的に行い、事業の必要性を市民に周知し、意識改革を図っていく。

Ⅲ	政策のマネジメント					
11	行政評価の実施、PDCAサイクルの仕組みづくり					
①	行政評価の実施					
取組内容	行政評価について、評価の仕組みを検討し、事業の必要性の観点から評価を実施する。					
実施事項	平成 24、25 年度 検討 平成 26 年度以降毎年度 実施					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	行政評価の仕組みの検討	評価システムの構築に向けた内容の検討	試行評価の実施、検証	試行評価の実施、検証（継続）及び行政評価の実施	試行評価を経て、評価システムを構築し、これに基づく行政評価を実施した。ただし、期間中においては未了である。	
財政的効果（円）	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	行政評価の仕組みを検討した。	評価システムの構築に向けた内容の検討を行った。	評価システムを構築した。	システムに基づく行政評価を実施した。	評価を勘案した事業の改善が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)	
(1) 平成 26 年度の試行評価の継続実施	
「行政評価の実施に向けた試行評価実施要領」（平成 26 年 7 月制定）に基づく試行評価を平成 26 年度に実施したが、年度中に評価事務が完了せず、平成 27 年 4 月以降もこれらの事務を継続して実施した。	
平成 27 年 4 月～5 月	事務局における課題の洗い出し
6 月～7 月	関係課ヒアリング
9 月	第 5 回鴨川市行政評価本部会議
9 月	報告書（「行政評価の試行結果について」「平成 26 年度行政評価の試行結果 課別の評価結果」）をホームページ等にて公表
(2) 平成 27 年度の行政評価の実施	
「鴨川市行政評価実施要領」（平成 28 年 1 月 13 日制定）に基づく評価を実施した。	
平成 27 年 11 月～12 月	評価シートの見直し、新たな実施要領の検討
平成 28 年 1 月	庁議において「鴨川市行政評価実施要領」を協議・決定
1 月～2 月	1 次評価の実施
3 月	1 次評価の点検を各課へ依頼、評価シートの修正等

【具体的効果】

(平成 27 年度)	
平成 26 年度の試行評価の課題の解消を図るための改善として、評価シートを excel ファイルに変	

更し、自動計算する部分や、文字数制限を設け、又はチェックボックスを設けることにより、計算誤りや記入漏れを減らすよう努めた。また、評価組織を、1次評価（所属長評価）、2次評価（4グループに区分した所属長によるグループ評価）、3次評価（行政評価本部による評価）として再編した。1次評価を回収したところ、記入漏れ、評価シート上の齟齬、規定の文字数オーバー等があり、2次評価まで至らず、1次評価の点検を各課に再度依頼した。

評価は未了であり、業務改善、予算への反映、市民へのアカウンタビリティの確保など、行政評価の本来機能であるPDCAサイクルを循環させ、効果を得るまでに至っていない。

Ⅲ	政策のマネジメント					
11	行政評価の実施、PDCAサイクルの仕組みづくり					
②	各課の事務量の把握手段の調査研究					
取組内容	各課の事務量を可視化できる手段を研究し、行政コストの改善や職員配置の工夫へと活用できるよう、調査研究を進める。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 調査研究					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	各課の事務量調査の手法の検討	→	→	事務量の可視化の手段の検討	各課の事務量調査の手法及び事務量の可視化の手段の検討を行った。	
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	②	3	4	5
	未着手	各課の事務量を調査する手法を検討した。	各課の事務量を調査し、調査に基づき、事務量の可視化の手段を検討した。	事務量の可視化を行った。	職員配置に活用した。	事務量の軽減が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

事務量はおおむね時間外勤務時間に比例するものと考えられることから、全職員の月別の時間外勤務時間数を調査した。

状況把握については、この調査によるもののほか全職員から提出させている人事異動希望及び自己申告書により、各職員が考えている仕事の量・質・適性等の把握、さらには人事ヒアリングでの所属長からの聞き取りにより業務量の偏りや考え方を把握するとともに、業務の効率化や有効性の観点から業務改善を進め、各課に必要な適正な人員配置に努めた。

また、上記の状況把握等によるほか、配置職員の経験や能力などを総合的に判断し、適材適所かつ事務量に応じた適正な人員配置に努めた。

【具体的効果】

(平成 27 年度) なし。

【補足】

(現下の課題への適合)

職員数の減少や厳しい財政の中、複雑化・多様化する行政課題に対応した行政サービスを提供するためには、事務事業の効率的・効果的な実施が不可欠である。事務事業を効率的・効果的に実施していくためには、まず、現状の業務を調査・分析し、適正な人員配置や行政コストの改善に活用できるように取り組んでいく必要がある。

Ⅲ	政策のマネジメント					
12	情報発信、情報公開、庁内情報化の推進、透明性の確保及び情報管理					
①	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した情報発信と交流の推進					
取組内容	インターネットの双方向性を活かし、行政と市民が情報交流を行い、身近な行政を実現する。					
実施事項	平成 24 年度 事例調査、運用基準等の策定 平成 25 年度 導入 平成 26 年度以降毎年度 情報発信、交流					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	SNS 導入に向けた検討	→	「鴨川市におけるソーシャルメディア活用に関するガイドライン」の策定		平成 26 年度に鴨川市におけるソーシャルメディア活用に関するガイドラインを策定するとともに、同年度から公式フェイスブックページの開設し、運用することにより、市民の利便性の向上が図られた。	
		公式フェイスブックページの開設	公式フェイスブックページの運用			
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	SNS 導入に向けた検討を行った。	運用基準を策定した。	運用基準に基づき SNS を導入した。	行政と市民との情報交流が実現した。	市民の利便性の向上が図られた。

【具体的実施結果】

<p>(平成 27 年度)</p> <p>平成 26 年 11 月 27 日に開設した公式フェイスブックページの運用を図った。引き続き活用拡大を図る。</p> <p>※用語説明</p> <p>【SNS】</p> <p>ソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service) の略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービスと定義されている。その目的は、人と人とのコミュニケーションにあり、友人・知人間のコミュニケーションを促進する手段や場、あるいは趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」といった自身と直接関係のない他人とのつながりを通じて、新たな人間関係を構築する場を提供している。ツイッターも、広い意味での SNS の 1 つといわれている。</p> <p>【ソーシャルメディア】</p> <p>ブログ、フェイスブック、ツイッター等に代表される、インターネットを利用して情報発信や共有、他の利用者とのコミュニケーションを目的とした情報伝達手段及びサービスのこと。</p>

【フェイスブック】

フェイスブック社が運営する世界最大のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）で、気に入った投稿や Web サイトを共有するために「いいね！」ボタンが設置されており、この「いいね！」ボタンを押すことでフェイスブック内の友達にその情報を共有できるのが特徴。

【具体的効果】

（平成 27 年度）

公式フェイスブックページが、平成 28 年 3 月 31 日現在で 821 件の「いいね！」を得た。

Ⅲ	政策のマネジメント					
12	情報発信、情報公開、庁内情報化の推進、透明性の確保及び情報管理					
②	市議会中継システムを活用した本会議の録画配信					
取組内容	本会議の生中継に加えて録画配信を提供することにより、市議会に対する理解と関心を高める。					
実施事項	平成 24 年度 導入 平成 25 年度以降毎年度 実施、検証					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	録画配信方針の作成及び録画配信のためのシステムの整備				平成 24 年度に録画配信のためのシステムの整備を行い、同年度から録画配信を実施したことにより、市民の議会への理解が深まった。	
録画配信の実施	→	→	→			
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	録画配信導入に向けた検討を行った。	録画配信方針を作成した。	録画配信をするためのシステムを整備した。	録画配信の提供を開始した。	市民の議会への理解が深まった。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

前年度に引き続き、議会インターネット中継システムを活用し、生中継及び録画配信を行った。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

項目	会議 傍聴	視聴 (延べ)	
		生中継	録画中継
平成 27 年第 2 回市議会定例会 (5 日間)	19 人	405 件	511 件
平成 27 年第 3 回市議会定例会 (5 日間)	53 人	398 件	
平成 27 年第 4 回市議会定例会 (5 日間)	23 人	395 件	
平成 28 年第 1 回市議会定例会 (5 日間)	21 人	1,151 件	
合計 (20 日間)	116 人	2,349 件	

[参考]

(平成 26 年度)

項目	会議 傍聴	視聴 (延べ)	
		生中継	録画中継
平成 26 年第 2 回市議会定例会 (5 日間)	32 人	409 件	527 件
平成 26 年第 3 回市議会定例会 (5 日間)	31 人	330 件	
平成 26 年第 4 回市議会定例会 (5 日間)	26 人	333 件	
平成 27 年第 1 回市議会定例会 (5 日間)	23 人	382 件	
合計 (20 日間)	112 人	1,454 件	

(平成 25 年度)

項目	会議 傍聴	視聴 (延べ)	
		生中継	録画中継
平成 25 年第 2 回市議会定例会 (5 日間)	26 人	228 件	321 件
平成 25 年第 3 回市議会定例会 (4 日間)	17 人	214 件	
平成 25 年第 4 回市議会定例会 (4 日間)	33 人	178 件	
平成 26 年第 1 回市議会定例会 (5 日間)	10 人	349 件	
平成 25 年第 2 回市議会臨時会 (2 日間)	7 人	179 件	
平成 25 年第 3 回市議会臨時会 (1 日間)	0 人	17 件	
合計 (21 日間)	93 人	1,165 件	321 件

(平成 24 年度)

項目	会議 傍聴	視聴 (延べ)	
		生中継	録画中継
平成 25 年第 1 回市議会定例会 (4 日間)	20 人	142 件	44 件
平成 25 年第 1 回市議会臨時会 (1 日間)	7 人	58 件	
合計 (5 日間)	27 人	200 件	44 件

Ⅲ	政策のマネジメント					
12	情報発信、情報公開、庁内情報化の推進、透明性の確保及び情報管理					
③	電子調達システムの導入					
取組内容	千葉県電子自治体共同運営協議会により運営されている、ちば電子調達システムを導入し、入札事務の効率化を図る。					
実施事項	平成 24 年度 機器購入 平成 25 年度 入札参加申請受付 平成 26 年度 工事、導入 平成 27 年度 受付開始					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	電子調達システム導入のための準備	電子調達システム導入のための機器の整備			平成 25 年度に電子調達システム導入のための機器の整備を行い、同年度から同システムを利用した入札参加資格審査申請の受付を開始し、平成 26 年度から同システムを利用した電子入札を実施したことにより、業者の負担軽減及び業務の効率化が図られた。	
		入札参加資格審査申請の受付	→	→		
		電子入札の実施	電子入札実施範囲の拡大			
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	システム導入のため準備をした。	機器を整備し業者の参加申請を受け付けた。	電子調達システムを導入した。	システムに基づく運用を開始した。	業者の負担軽減及び業務の効率化が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)	
1	電子調達システムに係る入札参加資格審査申請の周知 「ちば電子調達システム」を利用した、入札参加資格審査申請の当初及び随時申請の方法等について、ホームページ及び広報誌に掲載することにより周知させた。
2	入札参加資格審査申請受付並びに資格審査及び承認事務 「ちば電子調達システム」のうち「入札参加資格申請システム」により、入札参加希望業者からの平成 28・29 年度入札参加資格審査申請(当初申請)及び平成 26・27 年度入札参加資格審査申請(随時申請)をインターネットを介して、受け付けた。 なお、受け付けた申請は千葉県電子自治体共同運営協議会事務局が審査した後、本市が同システムにて個別審査と資格承認を実施した。

入札参加資格審査申請の受付の状況 (件)

	平成 23・24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
電子調達システムによる申請		2,401	498	2,875
紙による申請	1,933	49	31	27
合計	1,933	2,450	529	2,902

*平成 25 年度から、書面による申請は、市内に本店を有する物品・委託業者のみ

3 電子入札の実施

「ちば電子調達システム」のうち「電子入札システム」により、工事、測量・コンサル案件を対象に電子入札を実施するとともに、「入札情報システム」により、入札公告や契約書・仕様書・設計書・図面等の縦覧図書のダウンロード及び入札結果等の公開を実施した。

入札の状況 (件)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
電子調達システムによる入札		95	157
紙による入札	219	89	52
合計	219	184	209

*平成 27 年度は、平成 26 年度からの工事、測量・コンサルに加え、物品、委託の全業種について、電子調達システムによる入札を実施（一部案件を除く。）

【具体的効果】

(平成 27 年度)

入札参加希望業者は、インターネットを利用して「ちば電子調達システム」を導入しているすべての市町村に対して同時に入札参加資格審査申請を行えるため、入札参加希望業者の申請手続きに係る時間・労力の負担軽減ができた。これにより登録業者数が市単独で受け付けた時期と比較して 1,000 社以上増加し、前回のちば電子調達システムによる申請時と比較しても、400 社以上登録業者数が増加していることから、より幅広い業者から入札参加業者等を選定できるようになっている。

また、千葉県電子自治体共同運営協議会事務局が、資格審査を一部共通審査として実施するため、本市の審査手続きが簡素化できた。

さらに、「電子入札システム」及び「入札情報システム」を利用して入札を実施する範囲について一部物品・委託を除く全ての業種で実施することにより、応札者の入札参加に対する負担が軽減されるとともに、入札会場の準備や立会い等の入札業務の効率化が図られた。

各工事等の担当課においても、従来の設計図書等の貸出しが不要となったため、資料の作成に係る担当者の労力及びコピー用紙等の使用が軽減され、業者への貸出し及び返却等の対応についても担当課の負担が軽減された。

【補足】

(弱者への配慮)

市内に本店を有する業者から、これまでインターネットを利用したことがなく、「ちば電子調達システム」を利用できないという意見があったため、情報弱者への配慮及び市内業者育成の観点から、物品、委託業種のうち同システムを利用できない市内に本店を有する業者に限り書面により入札参加資格審査申請を受け付けた。

また、物品、委託業種の入札については、従来と同様に書面による入札で実施した。

* 書面による入札参加資格審査随時申請受付件数 27 件

また、電子入札を実施している工事案件の中で IC カード等の準備が整わない業者に対しては、書面による参加手続きを行い対応している。

Ⅲ	政策のマネジメント					
12	情報発信、情報公開、庁内情報化の推進、透明性の確保及び情報管理					
④	情報システムの最適化の推進					
取組内容	自治体クラウド等の利用により、コスト圧縮、業務の標準化、大災害時の安全性の確保を図る。					
実施事項	平成 24、25 年度 動向把握 平成 26 年度 方向性の決定 平成 27 年度 推進					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
【全体事項】	動向の把握及び方向性の検討	方向性の決定			平成 25 年度にクラウドに係る方向性を決定し、平成 26 年度にホームページ用ウェブサーバのクラウド移行について検討を行い、平成 27 年度にクラウドを利用したスポーツ施設の予約システムの構築を行った。	
【個別事項】			ホームページ用ウェブサーバのクラウド移行についての検討			
			ホームページ用ウェブサーバのクラウドサーバへの移行			
				クラウドを利用したスポーツ施設の予約システムの構築		
財政的効果(円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	0	0	0	0	0	
	【内訳】コストの削減額					
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	動向の把握、方向性の検討を行った。	最適な情報システムの方向性を決定した。	システム更新計画を策定した。	計画に基づく新システムへの更新を行った。	コストの削減及び災害時の安全性の確保が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)	
1 クラウドについては、福祉総合相談センターの「介護システム」や図書館の「蔵書管理システム」等、他システムと連携する必要のないシステムについては利用実績が増えている。しかし、住民基本台帳等の基幹系システムにおいては、既存システムからのデータ移行や事務処理の見直し、他システムへの影響、本市独自変更箇所への対応など課題が多い。	
(1) クラウド移行のメリット	
<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村とのシステム共通化によるコスト削減 ・データバックアップ及びサーバ保守等の管理作業の削減 ・業務継続性の向上 	
(2) クラウド移行への課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理等の標準化（市独自変更は基本的不可、クラウド側に事務処理を合わせる必要がある。これを行わないとシステム共通化にならずコスト削減できない。） ・既存システムからのデータ変換コスト（外字等を含む。） 	

- ・通信回線への依存（通信が切断されると業務停止となるため、基幹系で利用する場合には、回線を2重に持つなどの対策が必ず必要。）
- ・これまで以上のベンダロックインの危険性（システム及びデータをベンダに預けることとなるため、長期間にわたりデータを保有するシステムについては、注意する必要がある。）

2 基幹系システムについては、市の業務の根幹を担うシステムであり、システム変更の影響が多岐にわたるため、今後も本市と同一のシステムを使用している他市の実績や動向を注視し、慎重に検討を行う。また、クラウド移行への費用も技術動向により変化するため、次の機器更新の判断時期までにクラウド移行にかかる費用の算定を実施する。

3 新たにクラウドを利用したインターネットからのスポーツ施設の予約システムを構築し、平成28年4月1日から運用を開始することとした。

※用語説明

【クラウド】

クラウドコンピューティング（cloud computing）の略で、インターネットを主としたネットワークを経由して情報処理を行う利用形態のこと。情報システムの構成図では、ネットワークの向こう側をクラウド（雲）のマークで表す慣習があることからこのように呼ばれる。

ネットワークを介したシステムの共同利用などはクラウドの一種である。

【サーバ】

サービスを提供する側のコンピュータのこと。各コンピュータからの電子メールの送受信に対してサービスを提供するのはメールサーバ、ホームページ（ウェブページ）のデータを送るコンピュータはウェブサーバと呼ばれる。反対に、サービスを受ける側のコンピュータは、クライアントと呼ばれる。

【データバックアップ】

コンピュータの故障や事故に備え、定期的にデータを外部の記憶媒体などにコピーしておくこと。万が一データが失われた場合には、このバックアップからデータを復元する。

【ベンダロックイン】

特定の業者に大きく依存した製品やサービス、システム等を利用することにより、他の業者の提供する同種の製品への乗り換えが困難になる現象のこと。これにより競争が妨げられるため、コストの上昇や性能向上の停滞などが懸念される。

【具体的効果】

（平成27年度） なし。

Ⅲ	政策のマネジメント					
12	情報発信、情報公開、庁内情報化の推進、透明性の確保及び情報管理					
⑤	適正な文書管理の推進					
取組内容	文書管理システムを更新し、文書の適正な管理を推進する。また、文書管理についてシステム研修等を行い、適正管理を指導する。					
実施事項	平成 24 年度 更新準備、研修 平成 25 年度 新システム稼動、運用 平成 26 年度以降毎年度 運用					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	新システムの導入				平成 24 年度に新システムを導入し平成 25 年度からその運用を開始するとともに、平成 26 年度に書庫内文書の保存方法の見直しを行い平成 27 年度から運用を開始することにより、文書管理の事務量の軽減が図られた。	
	説明会の実施及びマニュアルの作成					
		新システムの運用	→	→		
		書庫内文書の保存方法の見直し	見直し後の保存方法の運用			
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	新システムの更新準備を行った。	新システムを導入した。	研修を実施し、運用を開始した。	文書管理の適正化が実現した。	文書管理の事務量の軽減が図られた。

【具体的実施結果】

<p>(平成 27 年度)</p> <p>1 平成 25 年度から開始した新システムの運用を引き続き実施した。</p> <p>2 運用に当たっては、システムの開発業者のサポート体制を明確にすることにより、新システムの安定的な稼動を確保するとともに、職員に対する支援を行った。</p> <p>3 平成 26 年度から保存方法の見直しを実施した本庁舎内書庫について、引き続き適切な管理を行った。</p>

【具体的効果】

<p>(平成 27 年度)</p> <p>1 職員に対し、新システムの運用に関し総合的な支援を実施したことにより、新システムの安定的かつ適切な運用が図られた。</p> <p>2 本庁舎内書庫の適切な管理を実施したことにより、文書の検索、廃棄及び引継ぎ事務を効率的に行うことができた。</p>

Ⅲ	政策のマネジメント					
12	情報発信、情報公開、庁内情報化の推進、透明性の確保及び情報管理					
⑥	情報公開及び個人情報保護の推進					
取組内容	市民参加による公正で開かれた市政の推進及び市民の市政に対する信頼確保を図るため、制度を適正に運用する。これらの制度について、職員の理解を高める。また、法改正がされた場合の制度の見直しについて検討を進める。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 適正な運用、制度周知、条例見直し検討					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括（合計）	
	制度の周知のための 方策の検討	制度の周知の実施	→	→	平成 25 年度から毎年度において制度の周知を実施することにより、制度に対する理解が深まった。また、平成 26 年度に個人情報取扱事務データベースの整備を行い平成 27 年度から運用したことにより、制度の適正な運用が実現した。	
			個人情報取扱事務データベースの整備	個人情報取扱事務データベースの運用		
	公文書 開示請求	17 件	7 件	5 件	4 件	33 件
個人情報 開示請求	0 件	20 件	1 件	3 件	24 件	
財政的効果 （円）	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	④	5
	未着手	制度の周知のための方策を検討した。	制度の周知を実施した。	制度の適正な運用が実現した。	制度に対する理解が深まった。	市政に対する信頼確保が図られた。

【具体的実施結果】

<p>（平成 27 年度）</p> <p>1 鴨川市情報公開条例に基づく公文書開示請求等の状況 公文書開示請求の件数 2 件（全部開示 1 件、部分開示 1 件） 任意開示申出の件数 2 件（全部開示 1 件、部分開示 1 件）</p> <p>2 鴨川市個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示請求の状況 保有個人情報開示請求の件数 3 件（全部開示 1 件、部分開示 1 件、不存在 1 件） 口頭による開示請求の実施状況 3 件 訂正、削除及び中止請求 なし</p> <p>3 制度の周知のための方策について 広報かもがわ（9 月 1 日号）及び市ホームページ（通年）において制度の周知を行った。 毎年 5 月に前年度の運用実績を公表しており、平成 27 年度も同様に実施した。</p>
--

【具体的効果】

(平成 27 年度)

情報公開制度の実施状況として、公文書開示請求件数は 2 件であり、過去 3 年の平均値が 9 件程度であったので、請求件数としては少ない結果となった。請求内容は、業者からの金額入り設計書の開示請求等であった。

個人情報の開示請求は 3 件であり、過去 3 年の平均値が 7 件程度であったので、請求件数としては少ない結果となった。請求内容は、本人の住民票・印鑑登録証明書等の発行履歴の開示請求のほか、市立病院のカルテの開示請求があった。カルテの開示請求は、条例に基づく開示請求以外にも、弁護士法の規定による照会や、民事訴訟法の規定による文書の送付嘱託の制度を利用した送付依頼があった。

ホームページの情報公開の記事へのアクセス件数は、月平均で約 27.17 件（前年度 10.25 件）であった。

※ 件数は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に該当ページへのアクセスのあった件数（326 件）を月数で除して得た数値である。

Ⅲ	政策のマネジメント					
12	情報発信、情報公開、庁内情報化の推進、透明性の確保及び情報管理					
⑦	市政情報コーナーの充実					
取組内容	市政情報を常時閲覧できる窓口である市政情報コーナーについて、市民に利用しやすいよう環境整備を行い、市政情報の充実を図る。					
実施事項	平成 24 年度 環境整備、情報の充実 平成 25 年度以降毎年度 情報提供					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
			庁舎 1 階ロビー付近への市政情報コーナーの移設		平成 26 年度に利用しやすい環境に向け庁舎 1 階ロビー付近への移設を行うとともに、期間中、情報の充実のための検討を行い、配架情報を増加させたことにより、市政に対する信頼確保が図られた。	
	情報の充実のための検討	→	→	→		
	市長、議長及び教育委員会の交際費の公開	→	→	→		
	公開により実施した附属機関等の会議録の公開	→	→	→		
			附属機関等の運営状況の公開	→		
		当初予算編成過程の公開	→			
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	情報の充実に向けた検討を行った。	利用しやすい環境に向けた検討を行った。		配架情報が増加し、利用しやすい環境を整備した。	市政に対する信頼確保が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

平成 26 年度に庁舎 1 階ロビー脇に移設した市政情報コーナーにおいて、引き続き、各種計画、市議会の議事録、附属機関等の会議録、予算書及び予算編成過程資料、決算書、統計書、市長等交際費支出状況（月別）、市刊行書籍等を配架した。

市政情報コーナーは、市議会会期中は本議会の中継が視聴可能であり、パブリックコメントの実施期間中は関係資料の閲覧場所として活用されており、休憩スペースと一体化してテーブル、椅子、飲料の自動販売機が置かれるなど、気軽に利用しやすい環境となっている。

【具体的効果】

(平成 27 年度) なし。

Ⅲ	政策のマネジメント					
13	市民協働					
①	市民活動の支援					
取組内容	支援事業の実施により、市民と協働のまちづくりを推進する。また、市民活動について広く市民に情報提供することにより活動の活性化を図る。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 支援事業実施、情報提供					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括（合計）	
	支援事業の情報提供の拡充	→	→	→	支援事業の情報提供の拡充を行うとともに、期間中、まちづくり支援補助金（25 団体、6,419,000 円）及び地区集会施設整備事業補助金（15 団体、9,099,000 円）を交付したことにより、市民協働の推進が図られた。	
	まちづくり支援補助金	8 団体 1,915,000 円	4 団体 979,000 円	5 団体 1,305,000 円	8 団体 2,220,000 円	25 団体 6,419,000 円
地区集会施設整備事業補助金	2 団体 406,000 円	6 団体 6,364,000 円	3 団体 520,000 円	4 団体 1,809,000 円	15 団体 9,099,000 円	
財政的効果（円）	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	支援事業を継続して実施した。	情報提供の拡充を行った。	市民活動支援の充実が実現した。	市民活動が活性化した。	市民協働の推進が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)	
1	市民活動団体紹介一覧の作成 「市民活動団体紹介一覧」を更新し、平成 27 年版を作成するとともに、市のホームページへの掲載、出先機関（支所、出張所、公民館）へ配架するなど、市民活動情報を広く紹介することにより市民活動への参加のきっかけづくりに寄与した。
2	まちづくり支援事業 市民と行政とが協働し、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、市民活動団体等が地域において自主的かつ主体となり、福祉の向上又は公共の利益に資することを目的として実施した事業経費の一部を補助した。 ※みんなで育て鯛！まちづくり支援補助金【2,220,000 円】 ・はじめ鯛！コース（3 団体） ・発展させ鯛！コース（5 団体）
3	地区集会施設の整備

地域住民のふれあいと連帯意識の高揚を図り、地域コミュニティの醸成を促進するため、自治組織等が行う地区集会施設の整備に関する経費の一部を補助した。

※地区集会施設整備事業補助金【1,809,000円】

・補修 4件

4 既存制度の周知啓発による活用促進

昨年度と同様に、まちづくり支援事業や地区集会施設整備事業の活用募集記事を広報誌に複数回掲載するなど、既存制度の活用促進を図った。

・広報誌への募集記事の掲載 各2回

【具体的効果】

(平成27年度)

1 まちづくり支援事業の平成27年度新規活用団体は6団体で、これまで実施してきた公開プレゼンテーションや事業報告会、広報誌への活動内容の記事掲載などの取組み等による制度の定着化が伺えるとともに、市民の自発的な活動の推進に寄与した。

【各年度における新規活用団体数の推移】

年度	活用団体数	うち新規活用団体数
平成22年度(初年度)	8団体	8団体
平成23年度	9団体	3団体
平成24年度	8団体	3団体
平成25年度	4団体	1団体
平成26年度	5団体	3団体
平成27年度	8団体	6団体

2 地区集会施設の整備支援により、地域活動拠点施設の適切な確保を図り、地域コミュニティの醸成に寄与した。

Ⅲ	政策のマネジメント					
13	市民協働					
②	地域自治組織への加入促進					
取組内容	コミュニティ組織への加入率が低下傾向にあるため、自治組織への加入促進を図る。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 現状確認、重点地区の決定、加入促進					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	自治組織への加入状況の把握	→	→	→	平成 24 年度から自治組織への加入状況調査を行うとともに、平成 26 年度に自治組織加入促進マニュアルを作成し、平成 27 年度に加入促進パンフレットを作成し市民生活課の窓口に配架するなど、転入者に対する加入啓発の実施等の加入促進の取組を実施した。	
			自治組織加入促進マニュアルの作成			
			転入者に対する加入啓発の実施	→		
				鴨川・東条両地区マンションに対する自治組織立ち上げの働き掛け		
自治組織	814 団体	815 団体	812 団体	812 団体		
常住世帯	14,392 世帯	14,644 世帯	14,693 世帯	14,781 世帯		
加入世帯	9,484 世帯	9,270 世帯	9,147 世帯	9,156 世帯		
加入率	65.9%	63.3%	62.3%	61.9%		
財政的効果(円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	加入状況の現状を把握した。	重点地区を決定した。	加入促進の取組を実施した。	地域自治組織への加入率が向上した。	市民協働の推進が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)	
1 現状	
(1) 加入状況	
自治組織数は 812 組織で昨年度と同様であるものの、加入率は 61.9%で前年度より 0.4 ポイント低下し、依然として漸減傾向にある。	
この加入率は、自治組織加入世帯数の住民基本台帳の常住世帯数に占める割合であるが、その常住世帯数は対前年度比で 88 世帯、率にして 0.6%増加しているものの、自治組織加入世帯は 9 世帯、0.1%に留まっている。	
これを地区別に見てみると、東条地区の加入率は前年度から 1.3 ポイント減少し 30.0%を割り込む 29.0%と突出して低い一方で、曾呂地区と天津地区では増加世帯数と同数が自治組織に加入し、また小湊地区のように増加世帯数を加入世帯数が上回る地区も見られる。	
(2) 課題	
特に東条地区では、新規分譲住宅やアパート等の集合住宅が増加しているが、そのほとんどが自治組織未加入世帯であるため、地域コミュニティの機能低下が危惧される。	
また、既成の自治組織においても、高齢化の進行及び疾病等の理由による退会などによる	

組織力の低下はもとより、存続さえも危ぶまれる組織も顕在化している。

地区	平成 26 年度 (A)			平成 27 年度 (B)			比較 (B)-(A)		
	加 入 世帯数 (世帯)	常 住 世帯数 (世帯)	加入率 (%)	加 入 世帯数 (世帯)	常 住 世帯数 (世帯)	加入率 (%)	加 入 世帯数 (世帯)	常 住 世帯数 (世帯)	加入率 (%)
江見	474	662	71.6	476	679	70.1	2	17	▲1.5
太海	532	717	74.2	525	711	73.8	▲7	▲6	▲0.4
曾呂	446	622	71.7	454	630	72.1	8	8	0.4
大山	476	483	98.6	471	479	98.3	▲5	▲4	▲0.3
吉尾	661	669	98.8	675	684	98.7	14	15	▲0.1
主基	547	621	88.1	541	616	87.8	▲6	▲5	▲0.3
西条	599	1,152	52.0	611	1,175	52.0	12	23	0.0
田原	659	1,091	60.4	661	1,088	60.8	2	▲3	0.4
東条	1,011	3,342	30.3	982	3,384	29.0	▲29	42	▲1.3
鴨川	1,514	2,785	54.4	1,512	2,775	54.5	▲2	▲10	0.1
小湊	706	881	80.1	719	885	81.2	13	4	1.1
天津	1,522	1,668	91.2	1,529	1,675	91.3	7	7	0.1
全体	9,147	14,693	62.3	9,156	14,781	61.9	9	88	▲0.4

2 加入促進に向けた取組

(1) 加入状況及び受入等に係る意向調査

平成 24 年度から継続実施している「自治組織加入状況調査」と、これに並行して、受入意向や諸条件などを把握するためのアンケート調査を天津小湊地区において実施した。

(2) マンションを中心とした集合住宅における自治組織の立ち上げに係る働き掛け

主に鴨川・東条両地区に立地するマンションに対し、自治組織の立ち上げについて働き掛けを行った。

(3) 転入者に対する加入啓発

市民生活課窓口に参加促進パンフレットを配架し、自治組織加入の啓発を行うとともに、転入者からの問い合わせをはじめとした相談支援を行った。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

計画的かつ戦略的な加入促進方策を検討するうえで重要となる各地区の実態が、加入状況調査により把握できた。

Ⅲ	政策のマネジメント					
13	市民協働					
③	パブリックコメント制度の活用促進					
取組内容	パブリックコメント制度について、制度の周知を図り、更なる活用を進めることで、行政運営の透明性の向上、市民との協働のまちづくりを推進する。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 制度周知活用促進					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括（合計）	
	パブリックコメント 制度の周知のための 方策の検討	パブリックコメント 制度の周知（ホーム ページ及び広報誌）	→	→	期間中、ホームペー ジ及び広報誌におい てパブリックコメン ト制度の周知を図 り、下記のとおり実 施し、市民の意見が 増加するとともに、 行政運営の透明性向 上が図られた。	
	実施件数	5	2	15	15	37
	提出意見数	0	0	16	33	49
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	制度の周知のた めの方策を検討 した。	制度の周知を実 施した。		市民の意見が増 加した。	行政運営の透明 性向上が図られ た。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

1 次のとおり、パブリックコメント手続を実施した。

	条例又は計画の案の名称	期間	日数	提出 意見
①	鴨川市個人情報保護条例の一部改正	H27. 7. 14 ～H27. 8. 12	30 日	
②	(仮称) 鴨川市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用に関する条例	H27. 7. 14 ～H27. 8. 12	30 日	
③	鴨川市人口ビジョン、鴨川市まち・ひと・しごと創 生総合戦略	H27. 10. 7 ～H27. 11. 5	30 日	4 件
④	第 2 次鴨川市基本構想	H27. 10. 7 ～H27. 11. 5	30 日	5 件
⑤	鴨川市第 3 次 5 か年計画	H27. 10. 7 ～H27. 11. 5	30 日	5 件
⑥	鴨川市いじめ防止対策推進条例	H27. 11. 27 ～H27. 12. 28	32 日	

⑦	鴨川市過疎地域自立促進計画	H27. 12. 14 ～H28. 1. 12	30日	
⑧	鴨川市個人情報保護条例及び鴨川市情報公開条例の一部改正	H28. 1. 12 ～H28. 2. 10	30日	
⑨	鴨川市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例	H28. 1. 12 ～H28. 2. 10	30日	
⑩	第2期鴨川市健康福祉推進計画	H28. 2. 1 ～H28. 3. 1	30日	
⑪	第2次鴨川市男女共同参画計画	H28. 2. 1 ～H28. 3. 1	30日	
⑫	鴨川市都市計画マスタープラン	H28. 2. 8 ～H28. 3. 8	30日	14件
⑬	鴨川市耐震改修促進計画	H28. 2. 8 ～H28. 3. 8	30日	
⑭	第2期鴨川市教育振興計画	H28. 2. 22 ～H28. 3. 22	30日	
⑮	鴨川市行政改革指針及び実施計画	H28. 2. 23 ～H28. 3. 23	30日	5件

2 制度の周知のための方策について

パブリックコメント制度についての周知を効果的に行うため、条例案及び計画案のパブリックコメント手続の実施と同時に、広報誌によりその周知を行った。

また、今後もパブリックコメントの実施と同時に、ホームページ及び広報誌に掲載することにより、分かりやすく、パブリックコメント制度の周知を行うこととした。

【具体的効果】

(平成27年度)

パブリックコメント制度について、ホームページ及び広報誌に掲載することにより、広く市民への周知が図られ意見が増加した。

また、提出のあった意見について、その内容を考慮し、計画の策定に反映させたほか、今後の施策を推進する上での参考意見として取り入れたこと並びに提出のあった意見及びその意見に対する市の考え方を市民に分かりやすく公表することにより、施策の効果的な推進及び市の意思形成過程における透明性の向上が図られた。

Ⅲ	政策のマネジメント					
13	市民協働					
④	附属機関等への市民の参画の促進					
取組内容	指針に基づき、新たに設置する機関について委員の公募を推進する。また、会議の公開を推進する。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 取組実施					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括（合計）	
	鴨川市附属機関等運営マニュアルの改訂				平成 24 年度に鴨川市附属機関等運営マニュアルを改訂しホームページにおける会議開催の周知及び会議録等の公開について定めるとともに、期間中、附属機関等の会議の公開、附属機関等の委員の公募、指針の運用状況の公表を行ったことにより、市民参加による市政の推進が図られた。	
	附属機関等の会議の公開	→	→	→		
	附属機関等の委員の公募	→	→	→		
	指針の運用状況の公表	→	→	→		
委員の公募						
募集者数	5 人	2 人	5 人	2 人	14 人	
応募者数	6 人	7 人	6 人	4 人	23 人	
選考者数	4 人	2 人	3 人	2 人	11 人	
会議の公開						
会議回数	33 回	42 回	50 回	57 回	182 回	
傍聴者数	14 人	35 人	73 人	35 人	157 人	
財政的効果 （円）	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	マニュアルの見直し内容を検討した。	マニュアルの見直しを実施した。	会議の公開、委員の公募を推進した。	指針の運用状況を公表した。	市民参加による市政の推進が図られた。

【具体的実施結果】

（平成 27 年度）

平成 17 年 7 月に策定した「鴨川市附属機関等運営マニュアル」に基づき、次のとおり委員の公募を実施するとともに、ホームページに専用ページを開設し、会議開催の周知及び会議録等を掲載した。

（1）委員の公募

1 機関において委員の公募を行った。なお、附属機関等については、専門的な識見や資格、

経験を必要とすること、法令により委員構成が定められているものなど委員の公募に適さない機関もあるが、市政への市民参加機会の拡充のため、可能な限り拡大を図ることとした。

名称	募集数	応募数	選考者数
鴨川市健康福祉推進計画策定委員会	2	4	2

(2) 会議の公開

24 機関の会議を公開した。

なお、会議の開催に当たっては、市庁舎等に掲示を行うほか、可能な限り広報誌及びホームページへの掲載並びに報道機関への情報提供を行うことにより、市民への周知を行った。また、公開した会議は、会議録を作成し、会議資料と合わせて市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供したほか、可能な範囲でホームページに掲載し公表した。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

会議の公開の状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公開した会議 (回)	33	42	50	57
傍聴者数 (人)	14	35	73	35

Ⅲ	政策のマネジメント					
14	地域主権改革への対応					
①	地域主権改革に基づく制度設計等					
取組内容	地域主権改革を踏まえた既存事業の再編等を行うに当たり、体制整備、例規整備など制度の構築を行う。					
実施事項	平成 24 年度 検討、体制整備、例規整備、再編 平成 25 年度以降毎年度 実施					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括（合計）	
	第 1 次一括法への対応				地方分権一括法に関し、期間中において必要な対応がすべて完了し、自主性・自立性を発揮した行政運営が図られた。	
	第 2 次一括法への対応					
		第 3 次一括法への対応				
			第 4 次一括法への対応			
			個別法への対応			
制定条例数	11		10		21	
制定規則数	8	1			9	
財政的効果 （円）	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	第 1 次・第 2 次一括法への対応に着手した。	第 1 次・第 2 次一括法への対応が完了した。	第 3 次一括法への対応が完了した。	すべてに対する対応が完了した。	自主性・自立性を発揮した行政運営が図られた。

【具体的実施結果】

<p>（平成 27 年度）</p> <p>平成 27 年度末までに 5 次にわたる地方分権一括法が成立しており、本市は第 4 次一括法までの検討・対応が完了している。第 5 次一括法は、農地転用許可権限を都道府県及び指定市町村に移譲すること等を主な内容とする改正であり、本市として当該年度における特段の対応を要する事項はなかった。</p> <p>大きく分けて、第 1 次一括法から第 3 次一括法までは地域主権改革であり、第 4 次一括法以降は地方分権改革として区分できる。これらの改革のこれまでの経緯は、次のとおりである。</p> <p>地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告の内容を基に、地域主権改革として平成 23 年 8 月に第 1 次一括法が、同年 8 月に第 2 次一括法が、平成 24 年 3 月に第 3 次一括法が相次いで成立した。その後、同年 12 月の政権交代を経て、地方分権改革として平成 26 年 6 月に第 4 次一括法が成立し、地方分権改革推進委員会の勧告に基づく改革は、検討・対処が一旦は終了したということで終局した。</p> <p>その後、これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、新たな手法として、国が地方公共団体から提案を受け、その提案を踏まえて事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進するという「提案募集方式」が平成 26 年から導入され、この方式により「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」として提案等が纏められ、第 5 次一括法案が国会に提出され、平成 27 年 6 月に成立した。</p>
--

続く平成 27 年においても、提案募集方式により「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」が纏められ、第 6 次一括法案が平成 28 年 3 月に国会に提出された。これは、地方版ハローワークの創設等を主な内容とする改正であり、同年 5 月に成立した。

国の方針として、地方分権改革の推進は、地方公共団体が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマであるとしているため、今後も続くことが見込まれる。このため、毎年度行われる各地方公共団体からの提案や、提案に対する国の方針を注視する必要がある。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

5 次にわたる一括法への対応により、本市においても、基本構想の議決事件化など、政策的な条例のほか各種の基準条例等が制定され、これらに基づく事務手続が行われたところである。一括法への対応として整備された基準条例等に即した介護・福祉サービス等の提供が行われることにより、自主性・自立性を発揮した行政運営が図られた。

Ⅲ	政策のマネジメント					
15	教育環境の整備充実					
①	学校の適正配置の推進					
取組内容	小学校の適正配置を進め、小中一貫教育に取り組む。					
実施事項	平成 24 年度 検討委員会設置、検討 平成 25 年度以降毎年度 検討、実施					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
【全体事項】	第 2 次鴨川市学校適 正規模検討委員会の 開催（7 回）				平成 24 年度に第 2 次 鴨川市学校適正規模 検討委員会の答申に 基づき学校の適正配 置の方向性を決定 し、小湊小学校につ いては平成 26 年度に 校舎及び屋内運動場 の耐震補強・大規模 改修工事を実施し、 江見 3 地区の 3 小学 校については統合し 平成 27 年度に新たな 江見小学校を開校し た。新たな江見小学 校の開校により、小 中一貫教育の充実が 図られた。	
	第 2 次鴨川市学校適 正規模検討委員会答 申書の提出					
	答申に基づく方向性 の決定					
【個別事項】		江見地区説明会の開 催（3 地区・2 回）	→（3 地区・1 回）			
		鴨川市江見 3 地区学 校施設等統合整備検 討委員会の設置及び 会議の開催（8 回）	→（6 回）			
		旧江見中学校校舎の 耐震補強・大規模改 修に係る設計	江見小学校を設置す るための条例の一部 改正及び工事	江見小学校の開校		
		小湊小学校校舎及び 屋内運動場の耐震補 強・大規模改修に係 る設計	小湊小学校校舎及び 屋内運動場の耐震補 強・大規模改修工事			
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	検討委員会を設 置し、検討を行っ た。	答申に基づき方 向性を決定した。	統合のための施 設整備を実施し た。	適正規模の統合 が実現した。	小中一貫教育の 充実が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

江見 3 地区の 3 小学校を統合した江見小学校が、平成 27 年 4 月 1 日に開校した。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

江見 3 地区の 3 小学校が統合した江見小学校の開校により、1 学級当たりの児童数が増え、旧小学校で存在していた複式学級が解消されたことにより、より良い教育環境を確保することができた。

また、鴨川中学校区内の小学校数が 7 校から 5 校に減少したことにより、小中学校間の職員の連

携が深まり、小中一貫教育に取り組みやすくなった。

【補足】

(弱者への配慮)

江見3地区の3小学校の統合に伴い、児童の通学手段の確保のため、通学バスを運行した。また、児童の安全のため、バス添乗員の同乗、バス停の新規設置や位置変更、バス転回後の道路反対側バス停での乗降、低学年の旧道での乗降（高学年は国道での乗降）等の対策を行った。

Ⅲ	政策のマネジメント					
15	教育環境の整備充実					
②	幼保一元化、預かり保育の推進					
取組内容	幼稚園・保育園の適正配置を進め、幼保一元化を推進する。また、預かり保育の実施園を拡大する。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 検討、説明会、実施					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
【全体事項】	第 2 次鴨川市学校適正規模検討委員会の開催（7 回）				平成 24 年度に第 2 次鴨川市学校適正規模検討委員会の答申に基づき幼稚園及び保育園の適正配置の方向性を決定し、平成 26 年度に天津幼稚園を天津小学校校舎に移転するとともに旧天津幼稚園園舎に天津保育園を設置し、平成 27 年度に江見 3 地区の 3 幼稚園及び 3 保育園を統合した江見こども園を開園した。これにより、幼保一元化の充実が図られた。また、平成 24 年度から田原幼稚園、平成 25 年度から東条幼稚園、平成 26 年度から天津幼稚園、平成 27 年度から江見幼稚園で預かり保育を実施したことにより全幼稚園での実施となり、預かり保育の充実が図られた。	
	第 2 次鴨川市学校適正規模検討委員会答申書の提出					
	答申に基づく方向性の決定					
	【個別事項】	江見 3 地区及び天津地区の幼保一元化の推進の検討				
			地区別説明会の開催（3 地区・2 回）	→（3 地区・1 回）		
				保護者説明会の開催（2 地区・1 回）		
			鴨川市江見 3 地区学校施設等統合整備検討委員会の設置及び会議の開催	→（6 回）		
		江見 3 地区幼保一元化施設の新築に係る設計	江見こども園を設置するための条例の一部改正及び工事	江見こども園の開園		
		天津保育園・幼稚園の移転のための設計				
			天津幼稚園を天津小学校校舎に移転するための工事及び移転	天津幼稚園を天津小学校校舎に移転		
		旧天津幼稚園園舎に天津保育園を設置するための条例の一部改正及び工事	旧天津幼稚園園舎に天津保育園を設置			
預かり保育 実施園	鴨川幼稚園（継続）	→	→	→		
	西条幼稚園（継続）	→	→	→		
	長狭幼稚園（継続）	→	→	→		
	小湊幼稚園（継続）	→	→	→		

	田原幼稚園（新規）	→	→	→		
		東条幼稚園（新規）	→	→		
			天津幼稚園（新規）	→		
				江見幼稚園（新規）		
財政的効果 （円）	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	検討委員会を設 置し、検討を行っ た。	答申に基づき方 向性を決定した。	統合のための施 設整備を実施し た。	預かり保育の拡 大を行った。	幼保一元化、預か り保育の充実が 図られた。

【具体的実施結果】

（平成 27 年度）

江見 3 地区の 3 幼稚園及び 3 保育園を統合した幼保一体型施設「江見こども園」が、平成 27 年 4 月 1 日に開園した。

〔参考〕

預かり保育の状況（各年度 3 月 31 日現在）

（単位：人）

園名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
鴨川幼稚園	40	34	45	54	48
西条幼稚園	39	43	39	44	38
長狭幼稚園	36	35	20	29	31
小湊幼稚園	19	17	12	10	5
田原幼稚園	—	16	17	22	24
東条幼稚園	—	—	18	22	19
天津幼稚園	—	—	—	31	38
江見幼稚園	—	—	—	—	22
合計	134	145	151	212	225

【具体的効果】

（平成 27 年度）

江見 3 地区の 3 幼稚園及び 3 保育園を統合した幼保一体型施設「江見こども園」の開園により、幼稚園・保育園の幼保一元化の推進が図られ、2 か年の幼稚園教育と預かり保育を開始した。

これにより、預かり保育は、前年度の 7 幼稚園から全 8 幼稚園での実施へと拡大された。

【補足】

（現下の課題への適合）

市内全幼稚園において 4・5 歳児の幼稚園教育と預かり保育を実施できる体制となったが、東条地区においては、4・5 歳児であっても保育園に所属する園児が存在している状態にある。

今後は、子ども子育て支援新制度のもと、平成 28 年 4 月の認定こども園 OURS の開園を踏まえ、鴨川市域でのニーズを探り、市内公立幼稚園・保育園の幼保連携型認定こども園への移行等の検討をしていく。

（弱者への配慮）

江見 3 地区の 3 幼稚園の統合に伴い、園児の通園手段の確保のため、通園バスを運行した。（通園バスの利用は、預かり保育を利用しない園児に限る。）また、園児の安全のため、バス添乗員の同乗、旧道での乗降等の対策を行った。

IV	危機管理のマネジメント					
16	自然災害への組織的な対応（地震、風水害等）、リスクとそのコントロールの可視化					
①	地域防災計画の見直し（災害対策本部の招集、避難指示の発令、災害時における職員配備等の運用面の再点検、公共施設への被災者受入等）					
ア	地域防災計画の見直し					
取組内容	震災を受けて、平成19年に策定した計画の見直しを図り、災害に強いまちづくりを推進する。					
実施事項	平成24年度 計画見直しのための検証 平成25年度 防災会議実施、計画作成 平成26年度以降毎年度 計画に基づく取組の実施					
実施結果	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	総括	
	鴨川市地域防災計画の内容の検証	鴨川市地域防災計画の改定		鴨川市地域防災計画の一部修正	平成25年度に鴨川市地域防災計画の改定を行い、以後、これに基づく取組を実施したことにより、防災体制の強化が図られた。	
			鴨川市地域防災計画に基づく取組の実施	→		
	鴨川市防災会議の機能強化を図るための鴨川市防災会議条例の一部改正					
	鴨川市防災会議の開催（1回）	→（2回）		→（1回）		
財政的効果（円）	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	現計画の内容を検証した。	防災会議を開催し、現計画の見直しを実施した。	計画を改定した。	改定計画に基づく取組を実施した。	防災体制の強化が図られた。

【具体的実施結果】

(平成27年度)					
1 鴨川市地域防災計画の一部修正					
(1) 津波災害予防対策 津波避難施設整備のため、津波避難タワー等を設置する事項を追記					
(2) 避難対策 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの運用を明記					
(3) 災害応急活動体制 本市の組織改編に伴い災害応急活動体制を修正					
(4) 災害協定 災害協定（統合1協定・追加5協定）の締結に伴う修正					
(5) 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域（追加16箇所・変更1箇所）の指定等に伴う修正					
(6) 避難施設 避難施設（2箇所）の追加					

2 鴨川市防災会議の開催

開催日	内容
平成 28 年 2 月 12 日	鴨川市地域防災計画の修正について

3 鴨川市地域防災計画に基づく取組の実施

(1) 災害予防対策

- 防災意識に関する啓発活動
- 災害用備蓄食料等の備蓄量の増加
- 災害時における協定の締結
- 自主防災組織の強化のための鴨川市自主防災組織補助金の交付
- 防災ラジオの貸与
- 防災訓練の実施（土砂災害避難訓練、津波避難訓練、総合防災訓練）
- 津波避難タワー設置に関する地質調査及び設計業務の実施

(2) 災害応急対策

- 避難勧告等の判断伝達マニュアルの改定
- 災害医療検討会議の開催（4回）

【具体的効果】

（平成 27 年度）

津波避難タワー設置に関する地質調査及び設計業務を実施し、津波避難施設整備の推進を図った。
避難勧告等の判断・伝達マニュアルの運用を明記することで、避難勧告等の発令基準が明確となり発令時期の迅速化が図られた。

【補足】

（弱者への配慮）

災害医療検討会議を関係機関、庁内関係所属と定期的を開催し、災害時要支援者対策に関する連携の強化を図った。

新たに指定された土砂災害警戒区域内の世帯に防災ラジオを無償貸与し、防災情報の迅速かつ的確な情報伝達体制の整備に努めた。

IV	危機管理のマネジメント					
16	自然災害への組織的な対応（地震、風水害等）、リスクとそのコントロールの可視化					
①	地域防災計画の見直し（災害対策本部の招集、避難指示の発令、災害時における職員配備等の運用面の再点検、公共施設への被災者受入等）					
イ	職員配備等の運用面の再点検					
取組内容	避難勧告及び避難指示発令の際の職員の対応について、訓練を実施し、住民の避難の際の初期活動体制を整備する。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 訓練実施					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	初期活動体制の検討				平成 25 年度に風水害、地震・津波災害時の市役所及び地域拠点双方における初期活動体制の整備を行い、平成 26 年度に避難所（公民館）開設・運営マニュアルの整備を行うとともに、毎年度、各種の訓練を実施したことにより、防災体制の強化が図られた。	
		風水害、地震・津波災害時の市役所及び地域拠点双方における初期活動体制の整備	見直し後の初期活動体制による訓練の実施	→		
			避難所（公民館）開設・運営マニュアルの整備			
		福祉避難所の確保				
		職員参集メールの導入	職員参集メールを活用した配備の実施	→		
	避難所の開錠訓練の実施（13 箇所、31 人）	→（13 箇所、39 人）	→（13 箇所、34 人）	→（13 箇所、34 人）		
財務的効果（円）	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度		合計
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	初期活動体制を検討した。	初期活動体制を見直した。	見直し後の初期活動体制による訓練を実施した。	初期活動体制の再点検を行った。	防災体制の強化が図られた。

【具体的実施結果】

<p>（平成 27 年度）</p> <p>1 初期活動体制の運用 津波避難訓練時に避難所開錠職員（13 箇所、34 人）を選定し、地域参集体制による参集訓練を実施した。 併せて全職員を対象に、職員参集メールを活用した安否確認訓練を実施した。</p> <p>2 避難所開錠方法の見直し 避難所（16 箇所）入口に鍵ボックスを設置した。</p>
--

【具体的効果】

<p>（平成 27 年度）</p> <p>津波避難訓練に併せ、毎年繰り返し「参集訓練」、「避難所開錠訓練」、「避難誘導訓練」等を学校や地域住民と一緒に実施することで地域防災力の向上が図られた。 避難所開錠職員を選定し、避難所の鍵を貸与していたが、参集時に慌てて忘れたり、紛失したり</p>
--

することが懸念されるため、避難所入口に鍵ボックスを設置し、その中に鍵を保管することで確実に開錠できる体制を整備した。

【補足】

(現下への課題への適合)

繰り返し訓練を実施することで、職員の防災意識の向上と体制の強化を図る。

IV	危機管理のマネジメント					
16	自然災害への組織的な対応（地震、風水害等）、リスクとそのコントロールの可視化					
①	地域防災計画の見直し（災害対策本部の招集、避難指示の発令、災害時における職員配備等の運用面の再点検、公共施設への被災者受入等）					
ウ	公共施設への被災者受入					
取組内容	被災時に、公共施設に被災者を受け入れるため、平時の体制づくりを進める。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 関係機関を交えた協議					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	被災者受入体制の検討	検討の結果明らかとなった課題を関係機関と協議	→	→	被災者受入体制の検討を行い、関係機関と協議し、各種の協定を締結するとともに、避難所の整備を拡充した。	
【個別事項】	千葉県立鴨川青年の家における災害時の協力に関する協定の締結	福祉センターを避難所として指定	災害時における量の提供に関する協定を締結	①広告付避難施設等電柱看板に関する協定 ②避難所施設の機能強化		
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	被災者受入体制の検討を行った。	関係機関との協議を行った。	避難所の整備を拡充した。	災害発生時の被災者受入体制を整備した。	被災者受入体制の整備が図られた。

【具体的実施結果】

<p>(平成 27 年度)</p> <p>1 災害用備蓄品等の整備</p> <p>(1) 避難所となる市内の小・中学校等に、災害用備蓄食料（長期保存パン 7,400 食）及び備蓄飲料水（長期保存水 7,416 本）を整備した。</p> <p>(2) 天津小学校及び小湊小学校に真空パック毛布（各 1,000 枚）を配備した。</p> <p>(3) 天津備蓄倉庫に間仕切りパーテーション（5 組）を整備した。</p> <p>2 災害時援助協定の締結</p> <p>(1) 株式会社セブン・イレブン・ジャパンと、災害時における物資供給や各店舗での情報発信についての協定を締結した。</p> <p>(2) 東電タウンプランニング株式会社千葉総支社と、災害時の避難場所等を案内表示する電柱看板の掲出についての協定を締結した。</p> <p>(3) 千葉県と、災害時の避難場所として内浦山県民の森を指定する旨の協定を締結した。</p> <p>3 受入施設（避難所）の機能強化</p> <p>(1) 天津小学校に太陽光発電設備を設置し、避難所の機能強化を図った。</p> <p>(2) 西条小学校及び田原小学校にLPガス発電機を設置し、災害時の応急対策を図った。</p> <p>(3) 避難所となる市内小・中学校体育館（16 箇所）に鍵ボックスを設置した。</p>
--

【具体的効果】

<p>(平成 27 年度)</p> <p>避難所に備蓄品等を整備するとともに、避難所施設の機能強化を図ったことにより、受入体制の</p>
--

整備が進捗した。

【補足】

(現下への課題への適合)

随時、避難所施設の機能強化を図っているが、今後も継続して整備する必要がある。

(弱者への配慮)

災害弱者対策として、関係機関等と災害医療検討会議を開催し、障害者、高齢者対策を検討した。

(市民の意識改革)

災害時は、各避難所において住民が主体となって運営できるような教育、訓練等が必要になる。

IV	危機管理のマネジメント					
16	自然災害への組織的な対応（地震、風水害等）、リスクとそのコントロールの可視化					
②	庁舎の耐震改修					
取組内容	災害時の本部の設置場所であり災害対策の拠点となる市役所庁舎について、耐震改修を実施し、災害に備える。					
実施事項	平成 24 年度 設計 平成 25 年度 改修 平成 26 年度 改修					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	耐震改修に向けた検討				平成 25 年度に耐震改修工事に着手し、平成 26 年度に完了した。	
耐震改修工事の設計	耐震改修工事の着手	耐震改修工事の完了				
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	耐震改修に向けた検討を行った。	耐震改修工事の設計を実施した。		耐震改修工事を実施した。	災害時の本部機能が強化された。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

平成 26 年度に市役所本庁舎の耐震補強・大規模改修工事が完了したことから、平成 27 年度の実施事項はない。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

平成 26 年度に防災拠点施設としての整備が完了したことにより、災害時の本部機能が強化された。

IV	危機管理のマネジメント					
16	自然災害への組織的な対応（地震、風水害等）、リスクとそのコントロールの可視化					
③	地域における自主防災組織の育成・支援、地域自治組織への加入促進					
ア	地域における自主防災組織の育成・支援					
取組内容	自主防災組織を育成、支援することにより、災害に強い地域づくりを目指す。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 訓練実施					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括（合計）	
	津波避難訓練、防災訓練の実施	→	→	→	毎年度、津波避難訓練及び防災訓練を実施するとともに、平成 24 年度に制定した鴨川市自主防災組織補助金交付要綱に基づき鴨川市自主防災組織補助金を交付した。また、自主的な防災訓練、勉強会への支援を実施した。これらにより、防災体制の強化が図られた。	
	鴨川市自主防災組織補助金交付要綱の制定					
	鴨川市自主防災組織補助金の交付	→	→	→		
	自主的な防災訓練、勉強会への支援（2 回）	→（21 回）	→（17 回）	→（25 回）		
訓練参加者数	5,574 人	5,542 人	6,056 人	5,882 人		23,054 人
自主防災組織補助金の実績	2 団体 400,000 円	5 団体 950,000 円	4 団体 715,000 円	4 団体 586,000 円	15 団体 2,651,000 円	
財政的効果（円）	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	⑤
	未着手	避難訓練を実施した。	防災意識の啓発を実施した。	自主防災組織への支援体制を構築した。	自主防災組織への支援を実施した。	防災体制の強化が図られた。

【具体的実施結果】

1 防災組織の機能強化に関する支援活動

地域における防災活動の推進を図るため、自主防災組織が行う避難場所の整備や防災備品・備蓄品等にかかる経費について、鴨川市自主防災組織補助金交付要綱（平成 24 年鴨川市告示第 159 号）に基づき補助金を交付した。

申請団体：4 団体、補助金：586 千円

- (1) 上小原防災会（補助金 100 千円）
- (2) 奈良林防災会（補助金 166 千円）
- (3) 浜荻東町防災会（補助金 120 千円）
- (4) 坂東団地隣組自主防災会（補助金 200 千円）

2 防災意識の向上に関する訓練・啓発活動

(1) 鴨川市津波避難訓練の実施

平成 27 年 6 月 25 日（木） 太平洋沿岸部の市民及び市内小中学校等、参加者 5,882 人

(2) 鴨川市防災訓練・防災体験会の実施

平成 27 年 11 月 1 日（日） 小湊小学校、参加者約 500 人

(3) 防災会等の主催する防災訓練・勉強会への支援

- ア 平成 27 年 5 月 11 日（月） 細野サロン
- イ 平成 27 年 5 月 29 日（金） 第 8 回清澄・四方木交流会
- ウ 平成 27 年 6 月 11 日（木） 成川ふれあいサロン
- エ 平成 27 年 6 月 14 日（日） 江見南 2 区防災会
- オ 平成 27 年 6 月 17 日（水） 西条公民館安全・安心教室
- カ 平成 27 年 6 月 27 日（土） 上小原防災会
- キ 平成 27 年 7 月 13 日（月） 安房東中学校
- ク 平成 27 年 7 月 27 日（月） 東条小学校
- ケ 平成 27 年 7 月 27 日（月） 天津小学校
- コ 平成 27 年 8 月 5 日（水） 江見小学校
- サ 平成 27 年 8 月 20 日（木） 長狭学園
- シ 平成 27 年 8 月 21 日（金） 鴨川中学校
- ス 平成 27 年 9 月 12 日（土） 西条地区社会福祉協議会
- セ 平成 27 年 9 月 17 日（木） 西条小学校
- ソ 平成 27 年 9 月 27 日（日） 鴨川市社会福祉協議会
- タ 平成 27 年 10 月 1 日（木） 安房地域災害医療検討会議
- チ 平成 27 年 10 月 9 日（金） 田原小学校
- ツ 平成 27 年 10 月 16 日（金） 鴨川小学校
- テ 平成 27 年 10 月 22 日（木） 小湊小学校
- ト 平成 27 年 10 月 24 日（土） 天津地区社会福祉協議会
- ナ 平成 27 年 10 月 24 日（土） 奈良林防災会
- ニ 平成 28 年 1 月 30 日（土） 坂東団地隣組自主防災会
- ヌ 平成 28 年 1 月 31 日（日） 鴨川市国際交流協会
- ネ 平成 28 年 2 月 17 日（水） 亀田リハビリテーション病院
- ノ 平成 28 年 2 月 21 日（日） 南小町防災会

【具体的効果】

（平成 27 年度）

災害時の備蓄資機材や避難施設の整備を自主的に行う自主防災組織（4 団体）に対し、補助金を交付することで組織としての体制づくりや機能強化を図った。

また、市が実施する各訓練への参加や防災会等が実施する訓練、学習会等において、自助・共助の重要性を啓発することで防災意識の高揚を図った。

【補足】

（現下への課題への適合）

災害に強いまちづくりを推進するには自主防災組織等の育成・強化が喫緊の課題となっている。よって今後も継続して各種訓練や学習会等による防災意識の高揚、機能強化のための補助金の交付等を実施し、共助の推進を図る。

（弱者への配慮）

地域住民で組織する自主防災組織の育成や体制を整備し、共助の推進を啓発することで災害弱者対策の強化を図った。

(市民の意識改革)

年々防災意識は高まっているものの、活発に活動を始めた自主防災組織と、そうでない自主防災組織とでは考え方に差があるため、こちらから出向いて行く出前防災教室を実施し防災意識の高揚を図る。

IV	危機管理のマネジメント					
16	自然災害への組織的な対応（地震、風水害等）、リスクとそのコントロールの可視化					
③	地域における自主防災組織の育成・支援、地域自治組織への加入促進					
イ	地域自治組織への加入促進					
取組内容	コミュニティ組織への加入率が低下傾向にあるため、自治組織への加入促進を図る。					
実施事項	平成 24 年度以降毎年度 現状確認、重点地区の決定、加入促進					
実施結果	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	総括	
	自治組織への加入状況の把握	→	→	→	平成 24 年度から自治組織への加入状況調査を行うとともに、平成 26 年度に自治組織加入促進マニュアルを作成し、平成 27 年度に加入促進パンフレットを作成し市民生活課の窓口に配架するなど、転入者に対する加入啓発の実施等の加入促進の取組を実施した。	
			自治組織加入促進マニュアルの作成			
			転入者に対する加入啓発の実施	→		
				鴨川・東条両地区マンションに対する自治組織立ち上げの働き掛け		
自治組織	814 団体	815 団体	812 団体	812 団体		
常住世帯	14,392 世帯	14,644 世帯	14,693 世帯	14,781 世帯		
加入世帯	9,484 世帯	9,270 世帯	9,147 世帯	9,156 世帯		
加入率	65.9%	63.3%	62.3%	61.9%		
財政的効果 (円)	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
	*	*	*	*	*	
評価得点	0	1	2	3	4	5
	未着手	加入状況の現状を把握した。	重点地区を決定した。	加入促進の取組を実施した。	地域自治組織への加入率が向上した。	市民協働の推進が図られた。

【具体的実施結果】

(平成 27 年度)

1 現状

(1) 加入状況

自治組織数は 812 組織で昨年度と同様であるものの、加入率は 61.9%で前年度より 0.4 ポイント低下し、依然として漸減傾向にある。

この加入率は、自治組織加入世帯数の住民基本台帳の常住世帯数に占める割合であるが、その常住世帯数は対前年度比で 88 世帯、率にして 0.6%増加しているものの、自治組織加入世帯は 9 世帯、0.1%に留まっている。

これを地区別に見てみると、東条地区の加入率は前年度から 1.3 ポイント減少し 30.0%を割り込む 29.0%と突出して低い一方で、曾呂地区と天津地区では増加世帯数と同数が自治組織に加入し、また小湊地区のように増加世帯数を加入世帯数が上回る地区も見られる。

(2) 課題

特に東条地区では、新規分譲住宅やアパート等の集合住宅が増加しているが、そのほとんどが自治組織未加入世帯であるため、地域コミュニティの機能低下が危惧される。

また、既成の自治組織においても、高齢化の進行及び疾病等の理由による退会などによる組織力の低下はもとより、存続さえも危ぶまれる組織も顕在化している。

地区	平成 26 年度 (A)			平成 27 年度 (B)			比較 (B)-(A)		
	加 入 世帯数 (世帯)	常 住 世帯数 (世帯)	加入率 (%)	加 入 世帯数 (世帯)	常 住 世帯数 (世帯)	加入率 (%)	加 入 世帯数 (世帯)	常 住 世帯数 (世帯)	加入率 (%)
江見	474	662	71.6	476	679	70.1	2	17	▲1.5
太海	532	717	74.2	525	711	73.8	▲7	▲6	▲0.4
曾呂	446	622	71.7	454	630	72.1	8	8	0.4
大山	476	483	98.6	471	479	98.3	▲5	▲4	▲0.3
吉尾	661	669	98.8	675	684	98.7	14	15	▲0.1
主基	547	621	88.1	541	616	87.8	▲6	▲5	▲0.3
西条	599	1,152	52.0	611	1,175	52.0	12	23	0.0
田原	659	1,091	60.4	661	1,088	60.8	2	▲3	0.4
東条	1,011	3,342	30.3	982	3,384	29.0	▲29	42	▲1.3
鴨川	1,514	2,785	54.4	1,512	2,775	54.5	▲2	▲10	0.1
小湊	706	881	80.1	719	885	81.2	13	4	1.1
天津	1,522	1,668	91.2	1,529	1,675	91.3	7	7	0.1
全体	9,147	14,693	62.3	9,156	14,781	61.9	9	88	▲0.4

2 加入促進に向けた取組

(1) 加入状況及び受入等に係る意向調査

平成 24 年度から継続実施している「自治組織加入状況調査」と、これに並行して、受入意向や諸条件などを把握するためのアンケート調査を天津小湊地区において実施した。

(2) マンションを中心とした集合住宅における自治組織の立ち上げに係る働き掛け

主に鴨川・東条両地区に立地するマンションに対し、自治組織の立ち上げについて働き掛けを行った。

(3) 転入者に対する加入啓発

市民生活課窓口に参加促進パンフレットを配架し、自治組織加入の啓発を行うとともに、転入者からの問い合わせをはじめとした相談支援を行った。

【具体的効果】

(平成 27 年度)

計画的かつ戦略的な加入促進方策を検討するうえで重要となる各地区の実態が、加入状況調査により把握できた。

資料

鴨川市経営改革実施評価実施要領

第1 この要領の目的

この要領は、鴨川市経営改革指針及びその実施計画（以下「実施計画」という。）の確実な実施に資するため、経営改革の実施状況を客観的に評価するための実施評価（以下「実施評価」という。）の手法を定めることを目的とする。

第2 実施評価の基本的な考え方

実施評価に当たっては、次の項目に重点を置くものとする。

- 1 実施計画に掲げた取組項目（以下「取組項目」という。）の進行管理
- 2 取組項目の達成度の測定
- 3 取組項目の直接的効果の測定
- 4 取組項目の財政的効果の測定

また、実施評価に当たっては、市民の意見を反映させるとともに達成度及び直接的効果の測定に当たっては、可能な範囲で数値化を行うことにより、市民に理解を得られやすい簡便なものとするものとする。

さらに、取組項目の区分により、必要に応じて、現下の課題への適合、弱者への配慮及び市民の意識改革の観点からの評価を行うものとする。

第3 実施評価の実施機関

実施評価は、鴨川市行政改革推進本部において行い、市民有識者で構成する諮問機関である鴨川市行政改革推進委員会（以下「行政改革推進委員会」という。）において、その承認を得るものとする。

第4 実施評価の具体的方法等

- 1 実施評価は、取組期間中において年度ごとに行う評価及び取組期間が終了した後に取組全体を通じて行う評価とするものとする。
- 2 実施評価は、取組項目の目標とする事項の達成度及び具体的な効果について、別表に掲げる「経営改革実施評価基準」により、改革の段階ごとに計数化することにより行うものとする。
- 3 実施評価の結果は、市のホームページ、広報誌等で公表するとともに市議会へ報告するものとする。

第5 財政的効果の測定

財政的効果の測定は、「経営改革実施評価基準」において対象とする取組項目について、具体的な数値を算出して行うものとする。

第6 実施評価の時期の特例

実施評価は、第4の1に定めるもののほか、市長又は行政改革推進委員会が必要と認めたときは、随時これを行うことができるものとする。

第7 この要領の終期

この要領は、第4の1に定める取組全体を通じて行う評価に係る事務が終了したときをもって、その終期とする。

別表

経営改革実施評価基準

- (1) 配点に当たっては、取組事項1項目につき最高5点を付与するものとする。
- (2) 財政的効果の測定の対象とする取組項目は、「1 取組項目の配点表」中「財政的効果」の欄に記入のあるものとする。
- (3) 採点の基本的な考え方は、「2 採点の基本的考え方」のとおりとする。
- (4) 評価は、「3 取組項目別採点表」により、それぞれの取組項目の取組状況及びその効果について、実施計画期間の4年間を1期間として評価するものとする。

- 1 取組項目の配点表（各個表に記載済みのため省略）
- 2 採点の基本的考え方（2ページに記載済みのため省略）
- 3 取組項目別採点表（各個表に記載済みのため省略）